

コミュニティ

The Community

61

コミュニティ・センターの評価

コ ミ ュ ニ テ イ

The Community

61

コミュニティ・センターの評価

財団法人 地域社会研究所

1981

発刊のことば

(創刊号から)

人間は、ひとりでは生きてゆかれない。つねに多数の他人とともに、助け合って生きてゆく。その生活、職業、学問、趣味などにおいて、なにごとによらず志を同じくする人間の集団はこれをコミュニティと呼ぶ。人間は今日まで、あらゆる工夫を凝らして、いろいろな形のコミュニティをつくって、その中に生きてきた。これからさきも、人間のあるかぎりその努力はつづけられるであろう。

日本人もまた、古来いろいろなタイプの集団生活を経験してきた。しかし、その大部分は、封建的な社会制度を土台としたコミュニティであって、個々の自由な人間を平等に扱ったものではなかった。さいきん新しい日本になって、初めて民主的なコミュニティを形成すべき責任を負ったわけであるが、まだ、旧来の慣習と惰性にも力強いものが残っているし、新しい観念もいまだしの感が強い。

そのために、形のうえにおいて民主的社会となったわが国も、その実においては、いまだ空虚な状態であるといわざるをえない。いかにして良い民主的なコミュニティをつくるかということこそ、今日、日本人が直面している緊急課題である。

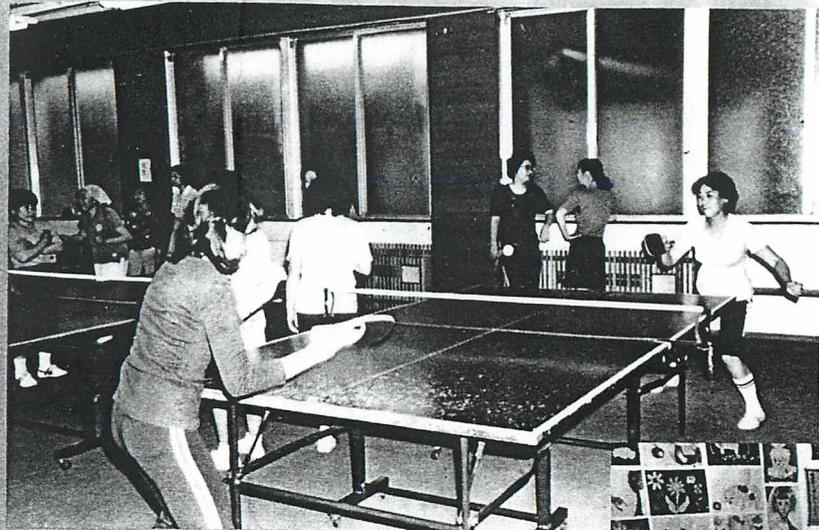
財団法人地域社会研究所は、この問題と取り組む目的で創立されたのであるが、国民全般にコミュニティの観念とその意欲がはなはだ薄いことが、もっとも基本的な問題であることに着目して、まず活動の第一歩として、平易で通俗的な叢書の刊行を計画した次第である。

叢書の名称を「コミュニティ」と定め、今後、各分野にわたる基礎的な知識の普及を目指して、つぎつぎとこれを取り上げて刊行をつづける予定であるが、われわれの念願のごとく、この叢書が広く国民の間に多少なりともコミュニティの概念を植えつけていくことに役だつならば、誠に本懐の至りである。

昭和39年(1964)春

財団法人 地域社会研究所

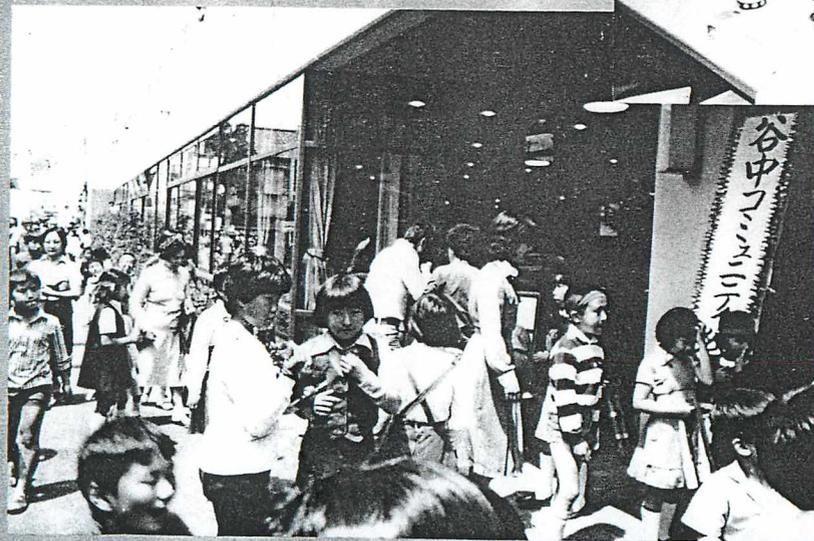
理事長 矢野一郎



卓球教室で楽しいひととき



定例運営委員会



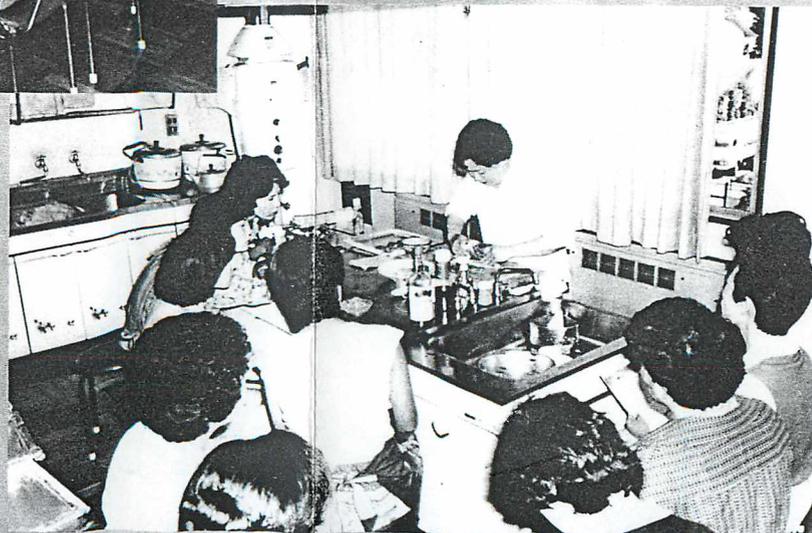
コミュニティ祭り(谷中)



一般、有段者とわかれて囲碁大会



(西久保)



料理教室の一コマ

(提供 西久保・谷中コミュニティセンター)

目 次

第1部/報告

コミュニティ・センターの評価	佐藤 竺	1
まえおき		1
1. コミュニティ・センターの機能		3
(1) コミュニティづくりとセンターの役割		3
(2) センターづくりの基本原則		6
①行政施策の役割と限界		7
②住民参加の徹底		9
③市町村全域配置計画の必要性		10
2. コミュニティ・センターの建設過程		11
(1) 建設への住民参加		11
(2) 建設過程の財政問題		14
3. コミュニティ・センターの管理問題		17
(1) コミュニティ・センターの管理形態		17
(2) センター管理の法律問題		18
(3) コミュニティ・センター管理上の問題点		23
①多目的施設の利害得失		23
②営利行為排除の問題		24
③休館日設定の是非		25
④各種の使用上の制限問題		25
⑤他市町村住民の利用問題		27
⑥センター管理と議員活動		28
⑦センター管理と住民組織		28
⑧支所・出張所のセンター管理問題		29
⑨コミュニティ・センターと他の施設		30
⑩コミュニティ連絡組織のあり方		31
む す び		32

第2部/座談会

コミュニティ・センターの計画と運営をめぐる……33

出席者 佐藤 竺 森村 道美
松本 茂雄 葦名須和子
司 会 松原 治郎

1. はじめに ……………34
2. 基本となる問題 ……………36
3. なぜコミュニティ・センターが必要なのか ……………46
4. 二つの実践例——武蔵野と谷中—— ……………50
5. 行政計画とコミュニティ・センター ……………58
6. 複合施設の問題 ……………61
7. 設計上の苦心 ……………69
8. 施設管理の問題 ……………72
9. コミュニティ指導人材 ……………78
10. センター利用とサークルの形成 ……………81
11. 残された問題 ……………88
12. おわりに ……………91

付録

- (ア) 西久保コミュニティセンター管理運営協議会会則……………93
付 同センター管理運営組織図……………95
- (イ) 西久保コミュニティセンター“使用のきまり”……………96
- (ウ) 谷中コミュニティセンター建設年表と会議の主な活動……………99

コミュニティ・センターの評価

佐藤 みつし
竺 竺
(成蹊大学法学部長)

まえおき

わが国において、コミュニティ・センターが、市町村につくられるようになってから、まだようやく10年ほどしかたっていない。だが、このように沿革は浅いにもかかわらず、数多くの自治体が、都道府県を含めて、コミュニティづくりの必要性を痛感し、コミュニティ・センターをその中核的存在として位置づけるようになってきているため、いまでは各地に相当数に上る施設が建設・管理・運営されるようになった。したがって、その事例は、かなり豊富になったが、他面新しい行政施策の分野であって、しかも法令等による画一的な指針が示されているわけでもないから、実情は、やや混乱に近いほどに多彩のようである。

もちろん、現段階では、まだまだこのような試行錯誤の連続のなかで、いろいろ工夫や論議がくり返されることが大切であろうが、ただなかには明らかにコミュニティづくりの意義や目的から逸脱したり、あるいは逆行さえするものも現われている。とすれば、このような不必要な失敗や混乱

を未然に回避するための知恵として、いまコミュニティ・センターの機能や建設・管理・運営のあり方について一応の総括を試みるのも無益ではなからう。

もっとも、ひとくちにコミュニティ・センターといっても、質的にも量的にもきわめて多様である。たとえば、大きさひとつとっても、大は市町村の中心部に中央コミュニティ・センターと銘打ってつくられるものから、小は自治会や町内会・部落会の小集会所に至るまで千差万別といえる。前者は、大は小を兼ねるということで、まさに市町村の中心的な公共施設を建設するにあたって、それをとりまく一定地域のコミュニティ・センター的要素をも同時に加味したということなら理解できるが、全市町村域にひとつだけの大規模施設ということなら、ここにとりあげるコミュニティ・センターとは異質のものとみた方がよからう。もちろん、コミュニティという言葉が本来多義的であり、大は欧州共同体までコミュニティと呼ばれる以上、そのような施設をコミュニティ・センターと称していけないことはないが、市町村内の地区別に分散配置されるものを対象とするここでのコミュニティ・センターとは、機能的にもかなり違ってくると思われよう。

他方、小さい方の自治会集会所に類する施設の場合にも、やはり必ずしもコミュニティ・センターと呼ぶべきでないものが多く含まれているように思える。もちろん、小さいものでも、同一市町村内の他のもう少し規模の大きいコミュニティ・センターに準ずる形で、他の町内会や部落の人たちにも開かれた形でひとしく利用に供しているような場合なら、コミュニティ・センターに含めて検討の対象にするのはいっこう差支えない。だが、通常、コミュニティ・センターは、小学校区あるいはもう少し広い区域を基盤に設けられるものを主として対象としており、自治会や町内会・部落会等の内部だけで閉鎖的に利用される集会所や公民館等とは異質とみるべきであろう。

ところで、本稿では、このようなかなり多種多様なコミュニティ・センターについて、その果たす役割や建設の仕方・財政問題・管理のあり方、あるいは住民組織やコミュニティ組織とどのような関係にあるべきか、さらには他の公の施設との関係等を併せて考えてみたい。そうしたなかから、少しでもこれからの建設・管理・運営に役立つ教訓が引き出せるようなら幸いである。

1. コミュニティ・センターの機能

(1) コミュニティづくりとセンターの役割

コミュニティ・センターは、いうまでもなく、コミュニティ活動の中心的な場として機能する。そして、コミュニティ活動が、放置すれば希薄化する住民のあいだの連帯感を、おたがいに顔見知りになれる地域の共同生活関係のなかで、おたがいの自主性を尊重しつつ新しい意味でのものとして回復・発展させていくものであるとすれば、その中心的な場を提供するコミュニティ・センターは、活動の場であると同時に交流・連帯の場としても機能しなければならない。

この点を、もう少し具体的に考えてみよう。たとえば住民活動が、老人クラブ・青年のサークル・婦人の生活学校等多方面に展開されるとしても、これが地域内での住民相互の交流にまで発展するためには、同じコミュニティ・センターの自主管理のなかで場所を融通し合ったり、時間を調整し合ったりして、相互交流を深めることが大切である。こんにち都市化時代を迎えて、住民各自が極度に多様化している以上、このような相互交

流は、活動の場を同じくするということから促進されるというべきであろう。

しかも、この多目的施設としてのコミュニティ・センターは、それぞれ単独施設として建設される、老人集会所・児童館・自治会集会所等々のようにまったく独立して相互交流のない活動が行われる場合と違って、いまひとつの利点をもっているはずである。それは、多目的使用のために若干の制約はあっても、単独施設ならば、老人や子供の施設は昼間だけ、勤労青少年の施設は夜間だけという無駄な利用に終わるところを、財政的に効率よく利用できるという点である。現在の公共用地取得難や建設・管理費の高騰を考えたとき、コミュニティ施設を単独施設として個別に設置するのはきわめて問題であるといわざるをえない。

このようなコミュニティ・センターは、後述するように、その建設・管理・運営にあたって大胆に住民参加方式を採用することによって、現代地方自治の中心的課題のひとつである住民の自治への参加の訓練の場となり、参加の輪の拡大のための基盤づくりに大きく貢献する機能をもつ。その意味では、コミュニティ・センターを利用しての活動が果たす役割と同時に、コミュニティ・センターそのものの建設・管理・運営を通じて養われる住民の自治意識についても、明確な認識をもって臨む必要があるといえよう。

ところが、従来、このようなコミュニティ・センター重視の考え方に対しては、さまざまな批判が加えられてきた。そもそも、このようなコミュニティの形成に対して、コミュニティ・センターの建設であれ何であれ、とにかく、行政が何らかの形で手を出すことは、本来住民が自主的に推進すべきコミュニティ活動を破壊することになり、その意味で「官製コミュニティ」にはかならないという根本的批判があった。これは、もちろん、コミュニティは、本来つくるものではなく自然に生まれるはずのものであるという点で、ひとつの理論であろう。が、現在、市町村の多くがコミュ

ニティづくりの必要性を痛感している背景には、放置すればますますコミュニティの形成と逆行する事態が進展することへの憂慮があることを忘れるわけにはいかない。だからこそ、コミュニティが、官製化する危険性を感じながらも、あえて何らかのコミュニティ施設の設置を試みるようになってくるのである。また、この官製コミュニティ批判には、コミュニティ施策が、往時の部落や町内会の強化・再編により、新たな行政支配のための体制づくりを進めようとしているという意見がこめられているようでもある。

もとよりこの面もまた、十分警戒してかかる必要があろうが、その点はむしろ住民の方が心すべきことであって、それを恐れるあまり、コミュニティ施策そのものを一切否定し去ることは、角を矯めて牛を殺すたぐいの愚行となりかねないであろう。

一方、コミュニティ・センターの設置に対して、より直接的に加えられた批判は、その建設が、ともすればコミュニティづくりの目的化してしまい、コミュニティの活動や交流が発展させられなくなるという理由で浴びせられた「センター中心主義」というレッテル貼りであった。確かに、コミュニティ・センターがまだ建設されていないところでも、たとえば東京都町田市で始まった「20何万人の個展」式の新しい形の市民まつりとか、神戸市の垂水団地スポーツ協会のスポーツを通じてのコミュニティづくり、あるいは長野市に広がる早起き野球といった素晴らしい活動の実績はいろいろとみられ、その波は各地に及んでいる。

だが、前者のような市民まつりは、平素の、より狭域のコミュニティ活動を誘発してこそ確実に定着の方向づけができるはずだし、またスポーツも、より身近なところで簡単に参加できる場が、大々的な学校開放等を通じて準備されてこそ、展開が可能になるであろう。したがって、こういった活動の一層の促進と、活動の場としてのコミュニティ・センターづくりとは、決して矛盾するものではなく、むしろ逆に、より密接な関係を有す

ると考えるべきであろう。

同時に、センター中心主義の批判のもうひとつの根拠は、各地のモデル・コミュニティづくりの地元での狙いが、とにかくセンターをつくりたいというだけで終始しているきらいがあることにむけられていた。これでは、手段が目的化してしまうということになる。だが、センターをつくったあと、どのような住民活動や交流が育ってくるかは、誰もそう簡単に予想しえないはずであり、また掛け声をかけて引きまわしてみても、しょせん長続きするはずがない。いま必要なことは、利用したいときに身近なところに簡単に利用できる場があることなのである。そして、コミュニティの活動や交流は、ひとりひとりの住民の意識にかかわることであり、その変革は容易ではなく、効果を急ぎすぎるのは疑問である。もっと気長にじっくり落ち着いて成果を見守るべきであろう。現にそういった意味から、いまではひところほどに、センター中心主義に対する批判は聞かれなくなったようである。

ところで、蛇足ながら、このセンター中心主義の批判は、ときには行政側が住民の要求するコミュニティ・センターの建設を拒否する理由に使われてきたことを指摘しておくべきであろう。これは、コミュニティ・センターだから住民がすべて自前で調達すべきであるという論法と行政の逃避を正当化しようとする意図によるものであったことは、いうまでもない。

(2) センターづくりの基本原則

コミュニティ・センターが、以上述べたようなコミュニティづくりでの役割を担うとすれば、その建設から管理・運営のすべての面にわたって守られなければならない基本原則ともいうべきものが、明確化される必要がある。それを、ここではつぎの3点にしぼっておくことにする。

① 行政施策の役割と限界

行政は、市町村であろうと、道府県や国であろうと、今日コミュニティ施策をまったく無視してすますわけにはいかなくなっている。自由放任で百年河清を待つような姿勢や態度をとっても、期待するコミュニティの形成は実現しそうにないからである。したがって、それぞれ何らかの形でコミュニティづくりにむけて対応していく必要がある。

だが他方、コミュニティづくりの大前提が、住民の自主性の確立・自発性の発揮にある以上は、行政施策がそれを損なう形でやりすぎることのないよう、きちんと必要限度にとどめる自制が強く望まれる。その限度を超えてどこまでも積極的に行政施策を展開してしまうと、住民の依存心はしらすらすらうちに増大し、ちょっと自分たちが努力さえすれば、個人で、集団で、地域で、あるいはボランティア活動で対処できることまですべて専任職員の配置を自治体に要求するようになる。最近の公民館活動等社会教育の動向などは、後述するようにその典型であり、いたずらに財政需要をふくらませて他の必要な行政施策にブレーキをかけるばかりでなく、コミュニティ形成における自主性・自発性まで破壊してしまうおそれがあるといえよう。こういった事例では、コミュニティ・センターの建設・管理・運営はもとより、コミュニティ活動の万端に至るまで、とかく行政主導型の過保護におちいり、一方、住民の方もその活動費のたぐいはずべて役所丸抱えや多額の補助に頼るようになりがちである。

したがって、コミュニティづくりのための行政施策は、あくまでもその必要最小限に抑えるべきである。マキシマムではなく、まさにミニマムが大事なのである。では、このミニマムは何か。それは、もちろん、その自治体のおかれた状況、とりわけ住民の自治意識の成熟度によって左右されようが、だいたいにおいて主たるものはコミュニティ活動の場づくり、すなわちコミュニティ・センターの建設やコミュニティ・スポーツ施設、および学校開放等であるといえよう。しかも、その場合、用地の選定から建

設過程での近隣の迷惑を蒙る住民との折衝、設計の際の住民各層の要望や利害の反映と調整、さらには管理・運営に至るまで、すべて住民の主体性において進め、専任職員をおいての行政の主導性を排除すると同時に、その建設資金や管理費はできるだけ自治体財政で賄う必要がある。この点は、もちろん、地域住民の負担ということも十分考えられ、それぐらいの意気込みは住民自身が示すべきだとの意見もあるが、わが国の地域社会においては、それが往々にして強制寄付になりがちである。他方、都市化の進んだところでは、もはやそのような資金調達方法は不可能に近いといっよい。この点のはちにさらに詳しく論ずることにする。

ところで、このように、コミュニティ・センターを建設過程からすべて住民管理に委ねるとなると、その規模の最大限が問題になってこよう。住民の自主管理の限度を超えて、専任職員を必要とするほどに規模の大きいものは、もはやコミュニティ・センターとは考えられないであろう。他方、市町村が、住民の要望するコミュニティ・センターへの需要に対して、財政難を理由に適切な対応を拒むようであれば、行政において果たすべき役割が十分に認識されていないものとして追及されてよい。コミュニティ・センターによって助長されるコミュニティづくりは、単に市町村行政における住民参加の基盤づくりに役立つばかりでなく、今後中心課題となるであろう都市再開発や緑化・安全・防災その他の良好な生活環境づくりにおいて対立する住民利害を調整する基礎としても、不可欠なものになるはずだからである。

こういったコミュニティ・センターづくり以外に、市町村行政がコミュニティ施策として取り組むべきものとしては、後述するコミュニティ・センターの全地域配置計画——その策定にも住民参加がとりいれられるべきである——の策定とか、コミュニティ・センター建設の際の技術的援助の提供、あるいは活動プログラム作成の際の情報提供や助言、およびコミュニティ活動の市町村広報紙での予告、さらには全域的な連絡情報交換等

が、ミニマムのなかに含められよう。

② 住民参加の徹底

コミュニティ・センターづくりの第2の基本原則は、徹底した住民参加の採用である。コミュニティづくりが、住民の自主性の確立と交流による連帯感の醸成とに主眼をおき、市町村行政への住民参加の訓練の場として役立つべきものであれば、コミュニティ・センターづくりの建設過程から管理・運営に至るすべての段階において、住民参加の絶好の場が準備できるのを見逃すわけにはいかないであろう。先述のように、用地選定の際の土地探しや地主の説得、設計段階での近隣住民との折衝や利用者間の利害調整、管理・運営の責任遂行のいずれをとっても、またとない住民参加の訓練の場となるはずである。

また、同時に、市町村全域におけるコミュニティ・センター配置計画の策定においても、できれば住民参加方式の工夫があつてよいであろう。この計画策定過程では、当然、自分の住む地域以外の状況への配慮が必要となり、それらを踏まえた上での優先順位の確定やセンターづくりにおける基本原則や基準の設定が進められることによって、開かれたコミュニティづくりへの展望も可能となるはずだからである。

ところで、一部には、コミュニティ施策そのものが、実は住民の自主的・自発的な活動であるべき住民参加や住民運動を封じ込める意図から出ているとする批判がある。確かに、住民の自主性・自発性を奪うような形でコミュニティづくりが進められるようなら、この批判は正当性を持ち、またその危惧もなきにしもあらずである。だが、本来、コミュニティづくりは、決してそのような封じ込めを意図するものではなく、むしろ住民参加とそれを支える住民運動を助長するためのものとさえいえるのである。

③ 市町村全域配置計画の必要性

コミュニティ・センターづくりの第3の基本原則は、それを市町村全域に配置する計画のもとで進めることにある。これは、コミュニティづくりが、古き農業社会的な閉鎖社会におちいることなく、常に開かれた社会であるためにどうしても欠かせない原則といえる。もしも閉鎖社会型におちいったとしたら、おたがいに他を顧みることなく、自分の住む地域のことだけしか念頭にない、地域エゴの態度を助長させてしまうことになる。

そこで、この全域配置計画を策定するにあたり、とくに重要と思われる留意点をいくつかあげてみることにしよう。

その第1は、コミュニティ・センターを含む市町村全体の公共施設のネットワーク計画を、その長期計画のなかで、明確に体系化する必要がある。これには、他市町村との共同施設や、都道府県・国の施設との相互補完関係をも考慮に入れることができたならなおさら結構である。とにかく、このような公共施設全体の相互補完体系のなかでのコミュニティ・センターの位置づけがまず大前提といえよう。

その第2は、コミュニティ・センターの全域配置計画を策定する前段作業としてのコミュニティ区域割りが必要となるということである。このような配慮抜きに、1カ所だけコミュニティ・センターをつくってしまったら、あるいは要望の強い地区から無計画にコミュニティ・センターづくりに手をつけたりすると、全体に混乱した奪い合いを助長するおそれが多分にでてくる。もちろん、この区域割りは、確定的なものである必要はなく、あくまでも仮定のものとして将来容易に変更できるようにしておく必要がある。また区画を厳密に考えて道路を境にまったく別のコミュニティとしてその相互交流を絶ってしまうような発想をとってはならない。都市型コミュニティは、仮の地区割りは便宜上必要であっても、それがそれぞれ別個の自己完結的な自立社会として成立するはずはないし、またそう考えること自体、現代のコミュニティづくりの要請とは相いれないものといえよ

う。

その第3として、コミュニティ・センターの管理条例を全市に共通のものとして制定する必要性が生ずるが、その際できれば従来の他の公の施設の管理条例のような画一的な無味乾燥のものとならないように、これもまた住民参加によって原案づくりを進めたいものである。こうすれば、武蔵野市の条例にみられるように、条例の本文において、コミュニティ・センターの性格づけが可能となるという独自性を発揮できる。

その第4は、いわゆるコミュニティ・マップ（地区ごとの生活環境実態調査図）やコミュニティ・カルテ（地域診断図）の作成にあたっては、コミュニティごとの状況は理解できても市町村全体の展望ができないために、下手をすると地域エゴだけを助長する危険性があるので注意する必要があるということである。したがって、つねに全域にわたる状況が併せて把握できるような資料と必ず一緒に組み合わせて示すなどの配慮が必要となろう。

2. コミュニティ・センターの建設過程

(1) 建設への住民参加

コミュニティ・センターづくりにおいて、住民参加方式をどのような形で確立するかが、最も重要な課題となることは、すでにふれたとおりである。ある有名な先駆的コミュニティ・センターのひとつが、その地域の住民の意向をまったく反映させることもなく、住民参加を好まない市長の外国体験をもとに建設された。そして地元が多額の管理費に加えて住民活動

費の補助まで提供されることになったが、当初半年ぐらいいは誰も寄りつかず、やがて運営に参加するようになったらたちまち設計変更や調度品の発注替えをせざるをえなくなった事例を思い出す。住民に任せたら、ろくなことをやらないのではないかという危惧が、建設過程での参加を拒否させたわけだが、結局は市長の素晴らしいアイデアであったバブ（居酒屋）なども、隣接の温水プールや体育館での不慮の事故を恐れて遂に実現しなかったのは残念であった。

ところで、コミュニティ・センターの住民参加は、まず用地選定の段階から始めた方がよい。とくに、用地取得難の大都市圏諸都市などでは、用地部などまで設置して常時多数の部員が歩きまわっていても、そう簡単に見つけることはできない。多くの場合、地元のよしみとコミュニティ・センター建設準備会のメンバーの努力によって地主を陥落させることになる。現に、ある市でも、住民参加をそこまで許すとみすみす高い土地を買わされるからと、市長が住民の制度的な関与を峻拒したが、結局はいつも地元住民の交渉にまたざるをえなかったのである。

用地が確定すると、つぎには、建物の設計への住民参加過程にはいる。この場合、参加を通じてふたつの異質な利害調整が、同時並行的に進行することになる。

そのひとつは、センターの建設によって迷惑や被害を蒙るはずの周辺住民と、利用者であることによって加害者となるコミュニティ内住民とのあいだの折衝である。通常は、この前者との調整を引き受けるのは、市町村の担当職員であるが、これを住民自身が責任を負うことで、つぎのようなかけがえのない利点が考えられる。その第1は、交渉の両当事者がいずれもコミュニティ住民であることによって、相互に遠慮が働き、話し合いも円滑に進められようし、また過度の被害補償などは出さなくなり、出しても通らなくなるという点である。その第2は、職員に一番面倒な折衝を任せっ放しにするのでないから、住民自身が参加の訓練を十分積むことがで

きるという点である。この点で、中央公民館の建設に利用者としての参加を体験するといった気楽な事例とは質的に違った苦勞をすることになり、そこに専任職員中心で事を運ぶ施設との明白な相違が表われるといえよう。その第3は、このような参加の場での折衝をどのように時間をかけてしんぼう強くやってみても、ときにはひとりだけ明らかに無理難題を吹っかけ通すといった非協調的な態度をとるものがないわけではないが、こういった場合は、参加の場が準備されていたことによって、タイムリミットによる打切りもほとんど全員の支持が得られるので可能となってくるという点である。いずれにせよ、この両者の折衝をとおして、周囲の住民に利用者全員の配慮が設計段階から向けられるようになれば、完成後の利用段階でも心して迷惑をできるだけかけないようにするであろう。

いまひとつは、センターの利用者同士の利害調整のための参加である。こちらの参加は、もっぱら利用者同士の問題であるから、はるかに気が楽だが、それでもまとめあげるまでは、リーダーはいろいろと苦勞させられよう。多くの場合、センターに活動の場を期待して参加してくる集団の代表たちは、どうしても排他的な自分たちの城を築きたがるものである。このため、部屋のレイアウトなどは、それぞれいわば4畳半1時間ずつ確保しようという個別分割に傾きがちである。こういう事態に対しては、予めコミュニティ・センターの基本原則やそれを受けた設計基準などを全域的に住民参加で決定しておけば、十分対処できよう。排他的な長期独占使用は相互交流の場としてのコミュニティ・センターの根本思想にもとるものだからである。

ところで、この設計段階での住民参加のためには、コミュニティの全住民への会合通知を、市町村広報や各世帯配布のチラシ等で行う必要がある。その際、できればその会合で検討されるはずの各段階での案を、コピーして配布すべきであろう。これによって、コミュニティ・センターが、一部の有力者だけに牛耳られることを阻止する効果が、かなり期待される

し、また一方、参加したいものは誰でも参加できる機会が確保されることになろう。

住民参加による設計のもうひとつの長所は、建物のレイアウトに現われるはずである。コミュニティ・センター全部に共通するある程度の基準は予め提示する必要があるが、目的に適う範囲での変更の自由性は、当然みとめられてよい。たとえば、体育館は規模の点で無理であり、学校開放で賄って欲しいという原則をたてていても、住民会議で他の部屋を2、3犠牲にしてでもつくりたいということになれば、大ホールといった名称を付して用意してもいっこう差支えないであろう。また、勤め帰りにちょっと寄って、おいてあるボトルでみんなと談笑のできるバブを設置するとか、住宅公団の団地のように、各戸に浴室が備えてあっても、入居後だいぶたって年配者も増えたところから、センターに浴室やサウナ風呂をおいて話し合いの機会を楽しみたいといった希望もかなえられてよいはずである。さらには、関係住民の意見を優先的に反映させて、身体障害者や高齢者の利用しやすいセンターにするということも、可能となろう。万事このように、高度な臨機応変性を持つところに、コミュニティ・センターの魅力があり、公民館にくらべてはるかに住民交流に効果がある施設になりうるといえよう。

(2) 建設過程の財政問題

コミュニティ・センターの建設にあたり、とりわけ重要なもののひとつは、財政問題である。市町村に、財政的余裕や資金を手当する意向が乏しければ、住民がいくら希望しても、通常コミュニティ・センターと呼ばれている規模のものは、まず建設できないであろう。だが、コミュニティ施策そのものがごく最近の課題にすぎないために、よほど熱意のある市町村長がいて、しかも財政的にかなり余裕のあるところでない限り、すべて自

力で建設を進めるといふところまではなかなかいかないのが現状である。

そこで、どうしても頼らざるをえなくなるのが、各省庁の実施している類似の建設補助金である。これらについては、ここで個別に取り上げる必要はないが、つぎの共通点だけは予め念頭に置いておくべきであろう。

そのひとつは、これらの各省庁施策は、それぞれ個別の特定目的を持つだけに、コミュニティ・センターとして活用するには、さまざまな制約があるという点である。その制約は、設計上の自由性を狭め、玄関の看板をコミュニティ・センターと銘打つことを認めず、あるいは公民館や児童館のように専任職員の常置を義務づけるといった形で現われる。ただし、従来はそれらの個別単能施設を1カ所に集中させることさえ許さなかったが、この点は現在では可能となった。また、看板の点は、平素はコミュニティ・センターとしたものをかけておいて何か事ある場合だけ本来のものにかけかえるといった工夫もできよう。

そのふたつは、ものによって市町村全体に1カ所しか認めず、したがってコミュニティ・センターとして利用することは許さないといった点である。だが、この点も、実際上はコミュニティ・センターとして活用している例がいろいろと見受けられる。

そのみつつは、コミュニティ・センターとしての本来の目的を実現しようとする場合には、補助金の制度がないということである。そこで、自治省では、モデル・コミュニティの指定地区に対しては、建設資金については起債を認めたが、その後の大蔵省への補助金支出要求は、他省庁の施策との競合などを理由に、退けられ続けている。

そのよつつは、それに関連して、一時地域住民からの借入れによって賄うコミュニティ・ボンド（コミュニティ建設整備債）の制約についてである。この事例は、モデル・コミュニティにおける神戸市丸山地区が有名だが、神戸のような政令指定市以外は認められないために、それ以上の広がりを見せなかった。この方式は、結局は将来、市が償還するわけだが、地

域住民の関心を高め、その責任感を醸成するのに役立つという利点があると考えられるので、現行の制約は残念である。

以上のような国の助成策が、対象数のうえて非常に制限されているために、これをもっと大々的に各地域に拡大しようとしてとられたものに、いくつかの先導的諸県で見られる県単位の補助の制度がある。ただ、これらは、あいにく財政窮迫時代にはいつてからのものが多いために、金銭的にはとうてい国の施策に匹敵する力はない。しかし、これによって、小規模ながらも、市町村で着々とコミュニティ・センターの整備を進めているところが、各地に見受けられる。なお、県単位の補助には、施設補助のほか、住民活動補助の形をとって新しく展開されるようになったものも散見される。ところで、コミュニティ・センターを実際に建設する場合、各市町村においては、それを市町村の公の施設として設置する事例と、地域の民間施設として設置する事例と両方みられる。前者は、概して従来の地域集会所や公民館より規模の大きいものを建設する傾向があるのに対して、後者は、地区集会所や自治会集会所等への補助となる。その補助の仕方は、建設費の一定比率以内を一定額以内でというものが多くある。

一方、前者のコミュニティ・センターを公の施設として建設する場合、もっぱら地元で利用する施設である以上、当然ながら各戸負担を課すべきだとする主張が有力である。また、そのような形で建設される事例も少なくない。だが、コミュニティ・センターだから、全額公金支出はよくないとする議論には賛成できない。すでに述べたように、とりわけ都市化の進んでいる大都市圏の自治体などでは、そのような寄付は、心理的にも受けつけられにくいし、また実際上も徴収は不可能に近い。たとえば、アパート住まいの人々は、たえず移動するから長期にわたり使用される施設などに金を出すはずがないし、また定住意識を持った持家層でさえも、多くは住宅ローンで苦しめられて、とても地域の施設にまで負担を広げる余裕はないであろう。したがって、コミュニティ・センターは、建設費に

については全額市町村負担もやむをえないといえよう。

3. コミュニティ・センターの管理問題

(1) コミュニティ・センターの管理形態

完成したコミュニティ・センターの管理形態をめぐっては、基本的にまったく相反するふたつの考え方がある。一言でいうならば、住民管理か職員管理かの対立である。

住民管理の考え方は、コミュニティ・センターはそもそも住民自身の利用する施設であり、主としてその周辺の住民だけが利用するとともに、その利用をとおして住民の相互交流・相互理解がはかられ、ひいては住民参加の訓練の場ともなるのであるから、その管理主体も住民自身であるべきだという点にある。ただし、その管理費については、全額もしくは一部を市町村財政で賄うのはいっこうさしつかえないし、また規模に応じて一定人数の非常勤職員やパートタイムの職員を公費補助で配置するのも許されるとする。

この考え方は、その建設過程からの住民参加が確保された場合にいっそう有効であり、コミュニティ・センターの目的に最も適った管理形態といえることができる。ただし、多忙な住民が、その利用施設まで自主管理するのは、当然に相当な重荷となり、よほどの覚悟をもって臨まざるをえないが、一般にやる気さえあれば立派にやりとおせるといえる。また、この自主管理方式をとれば、住民の管理組織を設置し、そこに市町村からの管理委託がなされることになるが、別個に自治会の連合組織などが併存してい

る場合など、往々にして対立・競合関係におちいるおそれがあるから注意を要する。こういった場合は、後述するように、むしろコミュニティ組織＝センター管理組織が、自治会を含めた各種地元住民組織全体の活動を円滑にするために、縁の下の力持ちとして働いているという姿勢に徹していれば、問題はないように思われる。

他方、専任職員にコミュニティ・センターの管理をすべて任せるべきだとする考え方は、その根拠を、住民は、その管理にわずらわされることなく、活動だけ活発に展開していればよいというところにおく。その根底には、行政の側が、住民に大事なところを任せるのは危険だという心配と、住民要求にこたえるのは当然だという態度と両面を有しており、一方、住民の側も、職員がすべて管理してくれれば楽だし、行政がそのぐらいのサービスを提供するのは当然だという気持を持っている一種の対応関係がうかがわれる。

したがって、そこでは、コミュニティの諸活動だけが考慮されているにすぎず、コミュニティ・センターはその場を確保するだけで、それ以上のコミュニティのさまざまな意義にまでは考えが及んでいないといえる。これでは、かりにコミュニティ・センターの運営審議会のような住民組織が付置されたとしても、厄介な問題はすべて職員に押しつけられることになり、住民の参加への努力の芽を摘んでしまうことになる。

(2) センター管理の法律問題

コミュニティ・センターを行政施策として建設する場合には、現状では当然その管理形態との関連でさまざまな法律上の問題が生ずる。この点については、かなり以前に詳論したことがあるので（「コミュニティ施設の管理」『コミュニティ研究会中間報告』昭和48年6月参照）、ここではその後の情勢変化に合わせて若干の修正を試みつつ要約するにとどめたい。

現実にはコミュニティ・センターの管理をめぐる、相矛盾する要請が現われ、その間の調整をつけてかかる必要がある。

そのひとつは、コミュニティ施設である限り、地域住民の自主性と責任とが強く要求され、その意味では全面的な住民管理が最も望ましいが、他面、市町村が行政施策として整備するところから、その関与が避けられないという点である。いまひとつは、住民の利用という観点からは、住民活動に便利のように管理の弾力性・融通性が主張されるのに反して、施設の管理責任という観点からは逆の傾向が出てくるという点である。いさし具体的にいうと、第1の点からは、住民の需要の実態に即した利用関係の確立、気軽に利用できる開放的な運用の確保が望まれるが、第2の点からは、住民の責任ある利用の推進、経済的・効率的な管理運営の遂行が必要となり、この両者の調和をはかった管理方式が要求されるのである。

このような要請に対応する管理方式としては、つぎの五つが考えられる

① 公の施設として管理する方式

- 1) 市町村の直接管理＋住民組織等の運営参加
- 2) 住民組織の長期利用
 - { 制度上は市町村管理
 - { 実質上は住民管理
- 3) 事実行為の委託管理
 - 2)に同じ
- 4) 包括的委託管理——住民管理

② 普通財産のまま管理する方式

- 5) 貸付による住民管理

以上5方式は、1)から順を追って住民の管理責任の度合いが強くなり、コミュニティ施設の本来のあり方に近づく。ただし、国からの起債や補助金に依存する限り、公の施設とせざるをえず、また一方、諸要素の組合せによって変形をつくり出すこともできる。以下にそれぞれの問題点を記してお

こう。

1) 市町村の直接管理＋住民組織等の運営参加

この方式は、実際には最も多く利用されているが、現行法制度上の類似のものに、公民館運営審議会などがある。その法律上の問題点は、二つある。第1に、住民組織の運営参加が、公民館運営審議会のように法的根拠のある場合以外は、地方自治法第202条の3にもとづく附属機関にする必要があるが、ただし住民の任意設置による何らかの協議機構を事実上センターの管理運営に参加させることはできる。第2に、管理運営に参加する委員会等は、本来は調査審議機関であって、センターの使用許可権限を持つことはできないが、事実上は管理責任者の権限行使の必要前提条件という形でその決定を委ねることはできる。

この方式は、どうしても住民参加の実質が弱まるが、一般に、住民の自主管理の責任では対応できないほどの大規模組織や住民組織の未成熟な段階に多く採用されている。しかし、市町村主導型におちいり、コミュニティ・センターの本来のあり方にそぐわず、委員会の人選等は目的にそうことが容易でも、反面その人数が少数で住民の声が広く運営に役立てられる保証がない。したがって、行政の関与の自制、地区住民の声を広く反映させる工夫、さらには住民組織の成熟度に応じた住民管理方式への移行などが望まれる。

2) 住民組織の長期利用

この方式は、制度上は市町村の直接管理の形をとるが、実質上は住民組織に長期独占利用を認めることによって、住民管理の実をあげようというものである。法律上は、地方自治法第96条第1項第10号および第244条の2の第2項に定める「長期独占利用」であり、条例で定める公の施設の場合には議会の同意を必要とする。したがってコミュニティ・センターではなくて、議会の議決を必要としない程度の規模

で、しかも特定の目的にのみ使用される単能施設に適した方法と考えられる。コミュニティ・センターの場合には、むしろできるだけ長期独占利用を排斥する工夫が望まれるからである。

ただし、コミュニティ組織がコミュニティ・センターの管理をまかされたような場合、管理の事実行為はすべて住民責任で行えるし、またその利用を構成員に限らず員外利用の形で一般に開放することも、従来は脱法行為とされたが最近はむしろ望ましい方向として認められる傾向にある。員外利用は、施設の使用を認めることと解するのでなく、住民組織の活動への参加とみなすことによって、合法と解せるからである。また、使用料の徴収権も、施設の使用料としてでなく、住民組織への加入による会費もしくは利用にともなう実費と解して、市町村にでなく住民組織にあるとみてよい。

この方式は、住民組織の活動とセンターとの密着、地区住民だけの使用による地元性などの利点はあるが、住民組織が独善化して一般住民の利用が阻害されたり、員外利用が差別扱いされたりして、とくに多目的利用というセンターの大原則に反するおそれがあるので、その弊害を未然に防止する措置を講ずる必要がある。

3) 事実行為の委託管理

この方式は、形式的には公の施設として市町村管理を建前としながら、実質的に事実行為、たとえば鍵の管理・清掃・図書室の運営等を、民法上の委託契約によって、住民組織に行わせるものである。これは、市町村の直接管理方式から住民管理への移行をはかる場合に効果的である。法律上も別段問題点はないが、委託の範囲が拡大して、つぎの包括的管理委託に近づくような、管理条例が必要だとする意見も出てこよう。

その長所は、住民組織の成熟度に応じて委託の範囲を調整でき、住民の側からみれば過度の負担や責任を負わなくて済み、コミュニティ

・センター内の売店経営だけの委託も可能になるなどである。だが、反面、事実行為だけの委託であるから労務提供的な色彩が強まり、施設の管理の権能や責任が住民の手に移らず、利用時間や行為の規制等に役所的感覚が残るおそれがある。したがって、住民の運営参加により、この欠点を補う必要がある。

4) 住民組織への包括的委託管理

この方式は、地方自治法第244条の2第3項にもとづき、住民組織に対して公の施設としての管理をすべて委託するものである。この場合の管理委託の対象となる住民組織は、法律上公共団体または公共的団体に限られるから、形式上はコミュニティ地区全住民の組織でなければならない。そして、使用料の徴収は、地方自治法施行令第158条にもとづき、住民組織に委託される。

この方式の法律上の問題点はつぎのとおりである。第1は、センターの使用許可権まで委託に含められるかという点だが、従来は否定されていたのが、最近では使用の申込みに対する調整ということで問題ないとされる。第2は、委託料と使用料との相殺が望ましいが、地方自治法第210条の総計予算主義の原則に違反するとして許されない点である。この2点は、法律の規定そのものが状況の変化に対応できないことを示しており、本来何らかの是正がとられるべきであろう。

この方式は、ほぼ完全な住民管理の実現、自由かつ責任ある施設利用、利用時間や規制の弾力的運営等ですぐれている。だが、反面、使用料は条例の定めにより徴収されるから、減免措置等は許されず、また住民組織の負担が大きい。したがって、管理のための非常勤職員等の配置や、管理費の公費負担等が必要となってくる。なお、長期独占利用方式と異なり、員外・地区外の住民の利用制限等は許されないが、むしろセンター開放性という点では、その方が望ましいともいえよう。

5) 普通財産の貸付による住民管理

この方式は、コミュニティ・センターを、地方自治法上の行政財産とせず、普通財産のまま住民組織に貸付けるものである。起債や補助金等が国から支出されない場合だけに許され、コミュニティ自身の所有物に準じて運用できるという点で、最も弾力性を有する。施設の使用許可権も完全に住民組織のものであり、使用料もその決定にまかされる。貸付料を市町村が住民組織から徴収する場合も、公の施設よりは財務上の手続きが簡単である。ただ反面、長期独占利用の場合と同様、住民組織が独善化すれば、住民の利用に不平等が生じたり、施設が大きければ住民負担も過大となって、他方、市町村の直接的援助が得られないから、その荒廃さえ招くおそれがある。

(3) コミュニティ・センター管理上の問題点

コミュニティ・センターの管理をめぐることは、なお實際上さまざまな問題点が指摘できる。以下順次とりあげてみよう。

① 多目的施設の利害得失

コミュニティ・センターの特色は、多目的利用の複合施設という点にある。これは、1) 多様化するコミュニティ活動の需要にこたえ、2) 異なる性別、世代間の交流に役立ち、3) 用地取得難や高度利用の要請に適応し、4) 建設や利用をめぐる調整をとおして参加の訓練を受けることができる、といった長所を持つ。だが反面、単一目的型に比して、専門的機能が十分発揮できないとか、長期独占使用を許されないためにサークル活動などが育てられないといった批判を受ける。ただ、これらの批判のなかには、社会教育や公民館等のいわゆる専門職員の職場が拡張できないとか、それにとまなり党派的利害等がからむなどしている場合もあるから注意を

要する。

この点で、実際に問題となった事例としては、まずコーラス・グループその他のサークル活動に対して、コミュニティ・センターが特定グループの長期独占利用を阻止するため、原則として毎週同じ曜日に同一の部屋の使用を禁じているのがよくないと、攻撃されたことなどがあげられる。また、とくに和室の優先使用を老人クラブに認めようというので、管理組織とのあいだに調整のための話し合いがもたれたこともある。身体障害者の優先利用を認める部屋の配置については、誰からも異論が出ないが、老人クラブの優先利用となると、ボーダーライン・ケースであろう。まして、一般のサークル活動では、他のグループの使用を一切排除するところまで進みかねないので、優先利用は否定せざるをえない。

一方、コミュニティ・センターに児童館や学童保育を収容することも、理論上は肯定できるが実際にはいろいろ問題が生じているようである。とりわけ、学童保育は、特定の部屋に閉じこめてしまえば管理は楽だが、子供のためには好ましいとはいえない。そうかといって、センター全体を自由に利用させると、欲求不満が強いせいか、器物を損傷したり、団結して他の子供たちを追い出しにかかったり、あるいはウィークデーの休館日の乱暴ぶりが目立ったりしている。このへんは、コミュニティ・センターに収容するのがよいかどうかを含めて再考を要するようである。

② 営利行為排除の問題

コミュニティ・センターは、住民の利用に供する公の施設であるということから、営利行為は原則として許されない。このため、ボーダーライン・ケースをめぐる、やはり問題が発生している。

そのひとつは、さまざまな稽古事に先生を引っぱってきたような場合、一種の塾の開設を認めた恰好になる。この場合は、長期独占利用ともかかわってくるので、慎重に対処する必要がある。

その2は、グループの資金集めのためのバザー禁止問題である。これなども営利行為とは考えられないはずだが、管理組織の側では、一たん緩めるとつぎつぎに派生するところが大きいということで、厳しい制約がかけられているようである。

その3は、ジュースやコーラの自動販売機の設置の是非である。これも、利用者の側からの要望もあり、また収益が年間かなりの額に上り、とくに住民から管理運営費を徴収していない場合など、その足しにもなることから、設置に踏み切ったところがある。だが、これに対しては、子供が小づかいを持って来られない場合かわいそうだから設置しないということもあり、また条例の禁止する営利行為ではないかという反対論もあった。私見をいえば、この場合は、別段営利行為と考えるには及ばないし、コミュニティごとに自由に判断したらよいのではないだろうか。

③ 休館日設定の是非

コミュニティ・センターも、ある程度の規模のものとなると、清掃や補修、あるいは管理職員の休暇等のために、原則として週1回きまった曜日に休みにする必要がある。だが、このような公共の利用に供する施設については、年中無休にすべきだという有力な主張もあって、とくに職員の日当を市町村から支給しているような場合、管理組織と市町村担当部局とで意見が対立することがある。これなども、とくに管理組織の側で、経費増を招くことなしに年中無休を貫けるようなら、他と一律に考えなくてもよいであろう。

④ 各種の使用上の制限問題

コミュニティ・センターは、それがたとえ公の施設であろうと、その利用にあたっては、教育施設と銘打った公民館などとは比べものにならない自由性を持っており、それが長所となっているといえよう。

まず第1に、政党関係の活動であろうと、宗教団体の会合であろうと、規則で縛りさえしなければ、自由に利用してよいはずである。この点は、公民館では通常許されないもので、明らかに差がある。また、他の単能施設も同様であろう。ただ、実際には、十分な討議ののちに、認めるべきでないとする事例もあって、必ずしも画一的に論ずることはできないが、その場合の根拠のひとつは、長期にわたり事実上独占利用されるおそれがあるということにおかれるようである。

第2に、会合においてとくに酒を飲むことが許されるかどうかである。この点も、一般に公民館などでは否定的に解されているようであるが、コミュニティ・センターでは逆におおむね自由となっていると考えられる。なかには、進んでバブを設置し、各自がボトルをキープして、勤め帰りにみんな飲んで飲みながら談笑できるようにした事例さえ現われた（武蔵野市吉祥寺北センター）。ただ、酒が入ると席が乱れたり、施設を汚したりするおそれがあるというので、酒はワンカップ、ビールは1缶と限定しているところもある（同西久保センター）。ともあれ、酒の持つ効用を十分にかり、センターの利用価値を高める工夫があってもよいであろう。

第3に、コミュニティ・センターで葬儀が出せるかどうかである。これは、他の施設ではとうてい望むべくもないが、コミュニティ・センターなら自由であってよいように思われる。ただ実際には、通常お通夜と告別式の2日間にわたり使用しなければならず、その間すでに早くから利用を申し込んでいたグループに譲ってもらわなければならないこと、他の部屋の使用を妨害しないために葬儀に利用される部屋用に別の入口が必要になること、お通夜の晩は遠来の親族が泊まり込むため窓をあけたりすると近所に迷惑を及ぼすおそれがあること、などの面倒な問題が生ずる。しかし他方、予約できない不意の利用のために他のグループが譲れるようなら、それをおしておたがいの理解も高まるし、また商店街などではとくにこれを歓迎してセンターへの関心を寄せる人が出てきたという報告もある（同

中町センター）。

なお、この自由な利用の促進との関連で、コミュニティ・センターの利用に対して、入口で住所氏名を記入させることの是非が論議されている。この記帳は、利用者が無責任にならないようにすること、電話等の取次ぎに必要であること、他市町村住民が一定率以上にならないように規制している場合にはそのチェックができること、および利用者の分布状況等統計上の役に立つこと、などの利点が説かれる。だが反面、とくに特定の政党などからは、一種の思想調査ではないかと非難されることもある。

⑤ 他市町村住民の利用問題

コミュニティ・センターは、一般に、公の施設たると民間施設たるとを問わず、一定領域の住民の利用に供するために設けられるものである。ただ実際上は、とくに公の施設の場合、市町村の財源を全部もしくは一部に充当していること、および他のコミュニティ地区の住民との交流が望ましいと考えられること、などの理由から、多くは同一市町村内住民には広く開放している。

これに対して、他市町村住民の利用については、逆に何らかの形で制限を課しているのが通常であろう。たとえば、利用者のグループが必ず一定率以上の同一市町村住民を包含していることを条件にするといった措置がとられている。だが、コミュニティ・センターの存在目的からすれば、このような制限は、理論上は問題のように思われる。他市町村の住民とのセンターをとおしての交流も、大いに奨励されてよさそうなものだからである。

ただ、現実には、市町村で財源を充当していることほかに、管理が地元の管理組織の労力奉仕に委ねられているなどの事情から、他市町村住民がほとんど全員で占められているようなグループの利用には、感情的な反発が避けられそうにない。また温水プールなど高額の管理費を要するよう

なものも、子供はともかくとして成人の場合には、他市町村住民は事実上利用できなくなっているようである。

⑥ センター管理と議員活動

コミュニティ・センターの管理組織が、建前上は個人参加の形をとっていても、実際にはさまざまな団体の協力によって運営されている実例は、決して少なくない。むしろ、現状ではほとんどが自治会・町内会・部落会等の連合組織をはじめ、団体の手で運営されているもの、とみてよいであろう。そこから、地元の議員をどう処遇するかが問題になってくる場合がある。とりわけ、都市化が進み、議員の多党化がみられるところほど、その主導権争いなどが発生しやすく、コミュニティ・センターの管理・運営に悪影響があるとして警戒される。

このため、議員をすべて相談役とか、顧問とかに祭り上げて、実際の管理・運営から締め出しているところもある。長期計画やコミュニティ構想が確立されていて、それにもとづききちんとコミュニティ施策への計画的な資金配分等が行われている限り、地元の議員が活動する余地は少なく、祭り上げてほとんど支障はない。しかし、このことが議員の不満を昂じさせ、ときにコミュニティ・センターに敵対的行動をとらせることもあるので注意を要する。そこで、ある地区では、コミュニティ・センターの建設にあたって、数千という全世帯に毎回配布しなければならない住民会議の資料を地元各議員に手分けして持って行ってもらったことがある。これは、議員の不満を緩和したばかりでなく、役員の労を助け、さらに戸別訪問をとおして政党と住民を近づけるという政治的効果があったように思われる。

⑦ センター管理と住民組織

コミュニティ・センターの管理が、何らかの住民管理組織によって行わ

れる場合、既存の自治会等やその連合組織などのあいだに、必ずといってよいほど多かれ少なかれ組織上の問題が生じている。

まず、これらの既存住民組織が、新設のコミュニティ・センターの管理組織を兼ねるような場合には、一般にトラブルは少ないが、他の地域団体との関係がうまくいかなかったり、あるいは既存住民組織への未加入者が増えているところでは、そのコミュニティ組織もしくはセンター管理組織としての資格が問われたりする。とりわけ公の施設としてのコミュニティ・センターの場合には、形式上コミュニティ地区全住民の組織でなければならないからである。したがって、このような場合には、形だけでも既存の住民組織とは一応別個のコミュニティ組織もしくはセンター管理組織を結成せざるをえないであろう。

だが一方、自治会やその連合組織とは別個に、コミュニティ組織やセンター管理組織が設立された場合には、往々にして両者のあいだに競合や対立が発生することがある。とくに、既存の住民組織の側に、たとえば青年部や婦人部などの内部組織があるのに、コミュニティ組織もまったく同様な分化組織を持ったりすると、激しい主導権争いが起こりやすい。コミュニティ組織が、何らかの意味で既存の住民組織の改革を意図して敢て対立的に結成されるような場合なら格別、そうでない限り、コミュニティ組織やセンター管理組織は、むしろこのような競合は避けて、既存の住民組織をはじめ地域内諸団体の活動を円滑ならしめるための縁の下での力持ちとしての役割を指向すべきであろう。

⑧ 支所・出張所のセンター管理問題

全国各地のコミュニティ・センターのなかには、市町村の出先機関である支所・出張所に併置させてその管理を行わせているものがある。これによって職員管理の場合の管理費を浮かそうとするものである。確かに、この方式は、単独施設として職員管理を行うよりも費用の節減がはか

れるが、いぜんとして職員への依存心を強め、コミュニティ・センターのあり方としてはなお問題を残すことになる。しかし、この方式をとれば、公民館等の単能組織とはなりにくいので、その点でのメリットはあるといえよう。また、最近、地価が高く、用地の取得がむずかしい大都市圏で、出張所の改築にあたり簡単なコミュニティ・ルームといったものを階上に設けて自由に地域住民に利用させている例もみられるが、こういった場合には当然、出張所職員が管理にあたらざるをえないようである。いずれにせよ、このような便法の結果、住民の依存心を強めることのないよう、十分な工夫が望まれる。

⑨ コミュニティ・センターと他の施設

コミュニティ・センターは、いうまでもなく新しい住民利用施設であるだけに、ときには他の既存の類似施設とのあいだに問題をひき起こすことがある。

まず第1に、施設の目的の違いからくるトラブルである。これは、とりわけ社会教育施設との競合関係が目立つ（この点については、拙編著『コミュニティをめぐる問題事例』学陽書房、昭和55年所収の事例14、15を参照）。だが、コミュニティ・センターは、単なる社会教育施設ではなく、繰り返し論じてきたように住民の自主性を確立するために住民参加による建設・管理・運営を理想とする点で、職員管理による公民館とは基本的に異なる。また、利用する住民団体や利用の方法等について、公民館のような厳しい制約をつけない点でも、大きな差がある。ところが、こういった目的の意義をみとめず、何らかの意図で専任職員中心に固執する立場からは、コミュニティ・センターへの批判がいぜんとして続けられている。

第2に、コミュニティ・センターと他の施設との使用料の有無や額の差からくるトラブルである。まず、他の施設が原則として、すべて有料の場合、コミュニティ・センターを無料にしたくてもみとめてもらえなかった

例がある（神戸市の丸山地区）。他方、コミュニティ・センターが無料となったため、有料の他の類似施設では閑古鳥がいないという例もあるようである。こういった場合、原則としては、できるだけ無料が望ましいが、全体として公の施設の使用料について、全面的な再検討を、各市町村ごとに試みる必要があるように思われる。

第3に、コミュニティ・センターの建設費が、全額公費負担となるような場合、既存住民組織が建設・改築する小規模の自治会館や集会所に対しても、相応の公費援助を考えなければならなくなるであろう。

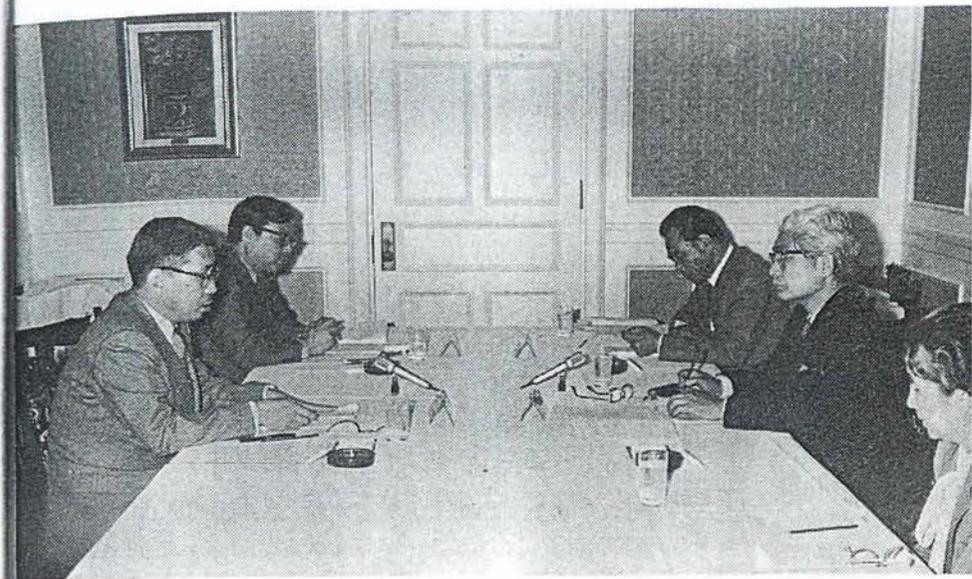
⑩ コミュニティ連絡組織のあり方

コミュニティ・センターの整備を、市町村全域に推進しようとする場合、当初のコミュニティ・センター建設のプロジェクト・チーム（市民委員会等を含む）に代わって、すでに完成したところ、現在建設中のところ、および近く建設を予定しているところのそれぞれの代表が集まって、市町村担当職員をまじえた何らかの研究連絡組織が必要となってくる。この組織を通じて、相互に懸案事項を検討しあったり、最小限必要な統一基準を決めたり、あるいは情報交換を行ったりすることができよう。

この研究連絡機関は、当初のプロジェクト・チームよりは、性格的にははるかに住民サイドに立つものであり、したがって市町村職員の主宰するものであってはならず、また任意の機関であることが望ましい。そのような基本的性格に立てば、個々のコミュニティ組織やセンター管理組織に対して、統一的な基準を多数決で強制したり、その他何らかの形での統制を試みることのないよう、あくまでも研究連絡機関に徹しなければならない。また、それとともに、メンバーについても、各組織の代表1名に限ることなく、原則として複数制をとり、さらに関心があれば個人参加への道も開くべきであろう。

む す び

以上、筆者の乏しい体験を中心にして、コミュニティ・センターをめぐる建設・管理運営上の諸問題について、若干の考察を行ってみたが、もはや今日のコミュニティ・センターの全国的広がりのなかでは、とうてい個人の能力ではカバーしきれないほどに、豊富な体験が蓄積されつつあるように思われる。したがって、本稿は、その全体を網羅するつもりで書かれたものでは毛頭なく、ただ単に、これからのより深い調査研究へのささやかな叩き台となることを念じたものにすぎないことを付言しておく。



(左から、松原、森村、松本、佐藤、葦名の各氏)

第2部／座談会

コミュニティ・センターの 計画と運営をめぐる

<出席者>

(敬称略・発言順)

佐藤 竺<成蹊大学法学部長>

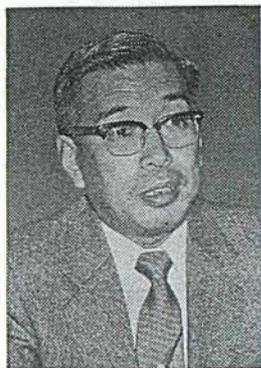
森村 道美<当所企画委員・東京大学工学部助教授>

松本 茂雄<武蔵野市コミュニティ・センター運営協議会委員長>

葦名 須和子<台東区谷中コミュニティ・センター委員>

司会 松原 治郎<当所企画委員・東京大学教育学部教授>

1. はじめに



<松原治郎氏>

松原 きょうはお集まりいただきましてありがとうございます。

ご承知かと存じますが、地域社会研究所では『コミュニティ』という冊子を年に4冊つくっております。この『コミュニティ』が創刊されましたのが昭和39年の3月でございまして、それ以来、今日まで、コミュニティにかかわるいろいろな問題を取り上げてきたわけですけれども、

その後、全国的にもコミュニティづくりの機運が高まってまいりまして、各地にコミュニティ・センターをはじめとする各種のコミュニティ施設がつくられて、住民参加のコミュニティ運営が進んできているわけでございます。それらを踏まえまして、この辺でもう一度、コミュニティ・センターとははたしてどういうものなのか、あるいはコミュニティ・センターを私どもがどのように利用し、管理していったらいいのだろうか、といった点について、きょうお集まりの皆さま方と考えてみたいと思っているわけです。

始まります前に、少しさかのぼって反すうしてみますと、地方行政のレベルに「コミュニティ」という言葉で施策をするようにという提案が最初になされたのは、私の記憶では——これは佐藤先生、関係しておられると思いますが——昭和44年9月に生まれた国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告です。ここでは、地方自治行政を推し進めるにあたって、

各種の生活要求をもっている住民と行政とをつなぐフィードバック（還元）の仕組みが必要である、それは開かれた、新しい住民の組織という形でその機能をもたせるべきである、その機能をもった組織に「コミュニティ」と名付けたらどうか、ということをご主張になったかと思うんです。

それから、同じころに社会福祉の分野でも、東京都の社会福祉審議会がコミュニティ・ケアということをご提起いたしました。同じ昭和44年9月に「東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について」という答申案を都知事に提出しているわけで、それ以降、社会福祉の分野においてもコミュニティづくりを事業の重要な核にする、という考え方が高まってきたかと思うわけです。

さらに昭和46年になりまして、自治省のほうから全国にモデル・コミュニティをつくるという方針が出て、昭和46年から48年までの3カ年間に全国で83カ所のモデル・コミュニティ地区が指定され、コミュニティづくりが進んだわけです。ここにおられます森村先生、佐藤先生、あるいは私も、そのモデル・コミュニティづくりのための検討をいたします研究会のメンバーでございますけれども、そこでいろいろ議論したところでは、行政からの働きかけでコミュニティづくりをするにいたしましても、行政からの働きかけでコミュニティづくりをするにいたしましても、行政が住民の組織化を上から進めるなんてことはできるはずもありませんし、すべきでもない。当然のことですけれども、行政が手助けできますのは、住民の組織化の手がかりになるような施設づくりに金を出すという形をとらざるをえないだろう、とくにコミュニティ・センターという名の施設を中心としたコミュニティづくりを進めたらどうか、ということが議論の柱になっていたかと思うんです。したがって——のちほど佐藤先生からお話があると思いますが——ややもすると、自治省主導で行ったコミュニティづくりは、コミュニティ・センターづくりじゃないか、といったような批判の声も聞かれるような状況だったかと思いますが、自治省だけでなく、国土庁でやるとか、農林水産省でやるとか、労働省・厚生省とい

ったような各省庁も、地域に何々センターという名の施設をつくるために財政措置をするという傾向が、40年代の半ばぐらいから強くなりまして、過疎地域に大型のコミュニティ・センターをつくるとか、あるいは離島に離島開発総合センターをつくるとかいったような傾向も同時に出てきたかと思うんです。

こういう経過の中で40年代の終わりぐらいから、全国各地に自生的に、各市町村——東京都なら23区といったような区市町村で、それぞれ独自にコミュニティづくりを進めるという傾向が高まってまいりました。

きょうお集まりいただいた中で、おふた方は現場でコミュニティづくりのリーダーとしてご活躍の方でございまして、おひとは東京・武蔵野市の西久保コミュニティ・センターの松本茂雄さん、もうおひとは東京・台東区の谷中コミュニティ・センターの葦名須和子さんでございます。このような現場経験のおふたりをお招きしまして私ども佐藤先生、森村先生を加えて、議論を進めてみたいと思っているわけです。

2. 基本となる問題

松原 少し前置きが長くなりましたが、最初に佐藤先生のほうから「コミュニティ・センターの評価」というレポートをいただいておりますので、このレポートの趣旨、あるいは補足を含めて少しお話をお聞きいたしまして、それから議論にはいっていきたいと思います。

佐藤 この報告書を書いてから、いま半年近くたちまして、その間に、とにかくコミュニティ・センターと申しますと、まさに日進月歩と申しましょうか、いろんな形で新しい話題が出たり、新しいものがつくられた

り、それぞれにいろいろ苦勞なさるようなことが、続いているものですから、おそらく、いまとなつては少しズレが出てきているものもあるのではないか、あるいは私の考え方の中にも、そういう意味で若干新しい状況を考え直さなければいけない面があるかもしれません。とくに大都市におけるコミュニティ・センターについては、この報告書に書きましたこととやや違った面も考えておかなければいけないかなあと感じてきております。そういうようなところは、またあとでふれてみることにします。

いま松原先生からお話がありましたように、自治省のコミュニティ研究会で私どもいろいろ現地を見せていただいて、苦悶なされておられる方がたと親しくお話ししたり、あるいは武蔵野市で松本さんをはじめ多くの方がたがコミュニティ・センターの建設・管理・運営に携わってこられたのを拝見しまして、その中から、私は自分なりにいろいろ教えていただいた結果を、一応まとめるという作業をやってきたにすぎません。したがって、

私のまとめ方そのものが、あるいはズレているところがあるかもしれませんが、その辺はまたあとでご指摘いただきたいと思っております。

ともかく、この10年間に非常に多種多様なコミュニティ・センターがつくられてまいりまして、大きいになりますと全市的に一つというような「中央」という名前を冠したコミュニティ・センターも出てきております。中央という名前があつて、仮に人口が50万であろうと、100万であろうと、コミュニティ・センターという名前をつけて悪いわけではありません。大は小を兼ねるといいますか、そういう意味で、その地域のコミュニティ・センター的な役割をかなりの部分果たしているという施設もないわけではありません。そういうことはありますが、一応ここではそういう大きなものは除外して考えてみたいと思ったわけです。ただ名前につられて、あまりたくさん入れてしまいますと、ちょっと焦点がボケてまいりますものですから、そういうものをはずす。それから逆に、市町村の中にあります町内会単位・自治会単位・部落会単位ぐらいにつくられるような、



〈佐藤 竺氏〉

非常に小さな、小集会室のようなもの、これもここでは——例外として何か問題にしなければならぬことは別としまして——除外して話をしてみたいと思ったわけです。

私は、コミュニティ・センターの必要性を、おそらく最も強く主張した人間のひとりだろうと思いますが、そもそもセンターづくりを含めてコミュニティ施策を行政がやらなければならない理由はどこにあるかを考えてみる必要があ

ります。コミュニティ施策を行政として取り上げるねらいは従来の日本の伝統的な行政の姿勢を180度転換させることにある。すなわちお上の権力行為を住民への奉仕へと転換させようとするわけで、そのためにはわれわれひとりひとりの住民が主体性を確立していかなければならず、その訓練を受ける場が実はコミュニティではないか、そのコミュニティで訓練を受けることによって、これからの行政にとってのいろいろむずかしい課題を、こなすための基盤づくりをすることにもなるのではないだろうか、こういうようなことが、実は行政学者としての私の頭の中にあったわけです。

それが、さきほどご紹介いただいた44年の小委員会報告書にまず表明されるわけですが、その点については、もともとコミュニティというのは住民自身が形成するものであって、しかもそれは自然に生まれてくるものなのだ、それを人為的に、行政がそういう形で引っ張っていくのは、これは官製コミュニティである、という批判を受けたわけですね。しかし、私どもの報告書が意外に、知られざるベスト・セラーみたいな形で非常に多くの方に読まれた——おそらく読まれたんだらうと思いますが——そういうことになった背景は、やはりあったわけでした、そのような社会変化、大ざっぱに言えば都市化が、高度成長下で急激に進んでいった、そういう中でコミュニティを行政として取り上げざるをえない要請というものがあっ

たように思うのです。

ところが、実はこれがもろ刃の剣というか、矛盾があるわけでした、行政が施策として取り上げるということは、自主性をもつべき住民のコミュニティというものに対して、ある意味では何らかの悪影響を及ぼす可能性があるわけですね。そこで私どもが第2段目に考えましたのは、そういう場合、やはりミニマムなんだ、マキシマムであってはいけない、行政はつねにミニマムを前提にすべきである、という一貫した考え方が私どもにありまして、それがまさに民主主義の、あるいは自治の基本なのだということなのです。そうしますと、コミュニティ・センターというのは、実は行政がコミュニティの調整のためにやらなければならない必要最低限なものである——そのほかにもいろいろやらなければならないことはあろうかと思いますが——しかし、センターの建設以上にコミュニティに対して旗振りのようなことをするのは逆効果だ、そういう意味では、その建設はミニマムであると同時にマキシマムでもある、といったほうがいいかもしれません、そういうコミュニティ・センターは非常に重要な役割を果たす、というのが私どもの考えであったわけです。

その場合、じゃあコミュニティ・センターの役割、あるいはねらい、目的はいったい何だろうか——。私は、それは3点に集約できるのではないかと思います。

第1に住民の主体性を確立していく——従来、行政に従属していた、住民のそういう姿勢を、ここで基本的に変えていくために学ぶ場、学習の場である、ということであります。

第2は、さまざまな人が、なにもカミシモを着て学習するというのではなくて、いろんな形でそこに集まってこられる開かれた場、しかも、自由に、気楽に利用できる場を設けることによって、交流が行われるということ。

もう一つは、それをとおして自治体行政に参加したい人はだれでも参加

できるようにする、そのための基礎的な訓練の場ということですね。

学習・交流・参加の3本柱と申しましょうか、こういうものがコミュニティ・センターを設立するねらいではないだろうか、こんなふうに考えたわけです。

しかも、コミュニティにはほかにもいろんな施設がございます。また、なければ困るわけですが、そういうコミュニティの中の大切な中心的な施設である、というふうに考えることができます。したがって、これは行政にとって最も大切な施設づくりの一つです。もちろん、コミュニティ・センターだけつくって、それでいいということではありませんで、ほかのいろいろな施設、たとえば中型・小型、さまざまな住民の公共施設との間に、どういう相互補完体系がありうるかということは、市町村の計画の中ではっきりさせなければいけないと思います。しかし、コミュニティ・センターがその中心施設として位置づけができるというのは、コミュニティ・センターの三つの柱——学習・交流・参加を通して、行政にとって好ましい状態をつくりだしていける、そういう場として役立つということを意味しています。きょうの本題からはずれますので詳しくは申しませんが、たとえば森村先生のご専門の都市改造の問題、再開発とかさまざまな問題を、市のほうからいきなり現場にプランをもちだせば、おそらく権利関係の錯綜する現状では、それに絶対反対というグループと、それを出した行政側との間に越えがたい対立を引き起こして、その対立を解消するだけでたいへんなエネルギーを要する、10年も20年もかかってしまう、というのが従来のケースだろうと思うのです。そのときに、そういうコミュニティにおける交流の場、参加の場、あるいは学習の場というものがあることが確保されていれば、よりスムーズに、そういう問題に対してみんなが冷静にとりかかっているのではないだろうか。これはたった一つの例ですが、そのほか福祉の問題・教育の問題等も、その根底にこういう基盤があれば、よりスムーズに展開でき、不必要な摩擦を引き起こさなくてすむのじゃな

いか、こういうことを考えたわけです。

そこで私は、現在の市町村行政にとってコミュニティ・センターは中心的な課題の一つであり、基盤づくりのために欠かせないものである、こんなふうに位置づけたいと思ったわけです。そのためには、市町村にできるだけ早い機会に、全域的に、住民の皆さんが利用できる施設をきちんと整備していくことが大事だろうし、その施設づくりにあたってはどういうふうに配置するのか、それには一応の利用範囲というものを確定しなければいけませんので、全域配置計画が必要になると思います。それをつくる場合にも、できれば住民参加でやるべきで、武蔵野市で私どもが関係したかぎりではそういう方法を松本さんなんかと協力してやったわけです。

それからもう一つは、せっかくそういう訓練を受ける場があるのに、それを見ずごす手はないじゃないかということで、建設過程からの参加が大事になってくると思います。建設過程からの参加では、最近、公共施設をつくる場合に、利用者としての立場での相互調整という形で参加を求めるような場合がいろいろ出てまいりました。しかし、もっと根本的な問題は、コミュニティ施設の場合には利用者同士の問題だけではなくて、利用者が加害者として周りの人たちに対して何らかの迷惑を及ぼす可能性があり、そういう予想される被害者との間の調整を、従来はすべて職員にまかせていましたが、これを住民自身がやるべきではないか、そして、そうすることによって、できあがったのちの利用においても周りの方の迷惑を考えるということが可能になるだろう、そんな点で、加害者としての立場における調整問題と、利用者相互の問題、その両面が実は訓練の場として非常に大事になってくるとは思いませんか、こんなふうに思います。

それからもう一つは、住民の参加によって皆さん方の利用をここで調整しながらやっていくということが、つくる過程において柔軟な設計を生むのではないか。たとえば、市町村のほうでモデルを一つ示したとしても、その基準に対してある程度の柔軟な修正は可能になりますし、さらに、つ

くったあとにおける利用の変更も、見ておきますと、やはり非常に柔軟にできる。こういうような柔軟な設計という点でも、非常に利点があるのではないか。

さらに、管理・運営への参加。これはほんとうにたいへんなことだと思いますが、コミュニティ・センターのもっている役割というものを考えたとき、特定の方に非常に負担がかかることは重々承知のうえで、あえてそれをお願いせざるをえない。ですから、それによって逆に、住民による管理・運営の可能な規模というもの限定されてくると思うのです。

ではコミュニティ・センターの管理・運営についての基本的な問題は何か——。私は、やはり3点あるだろうと思っています。

第1点は、要するにだれが主体となってこれを建てるのか、そして管理・運営にあたるのか、という問題でありまして、これにはいろいろな考え方がありうるわけです。まず、役所が中心になって直接管理をしていくという方式がある。もう一つは、逆に住民がすべて自分たちで建てて、住民自身で管理・運営をするという場合。その間には、役所が建てて住民に管理をまかしていく、というようなこともあろうと思います。この辺のところはあとでいろいろとご議論があるだろうと思いますが、私は職員管理というような方式をとるのでなく、むしろコミュニティ・センターは、基本的に住民の自主的な管理にまかせるのだ、という方向をとるべきだと思います。それは、さきほどいいましたコミュニティ・センターの役割からして当然であり、また、建設の段階においてもむしろそういう方向をとっていければとるべきじゃないか、こういうふうに思っているわけです。

それから第2点は、財政の問題でありまして、最近の生活条件の向上の中では、コミュニティ・センターはどうしても立派な建物にならざるをえなくなる。もちろん、コミュニティ・センターはつねに鉄筋でなければいけないという理由はないのですけれども。そうなってまいりますと、それだけ費用もかさむ。そうすると、役所が金を出すのが是か非かという問題

が必ず出てくるわけですね。私どもが松原先生や森村先生と46年に自治省のコミュニティ研究会に参加したころの当初のモデル・コミュニティなどでは、地方にまいりますと役所の中には、コミュニティ・センターなのだから、役所が金を出すべきじゃないという極論をいう人もあったわけですね。

しかし、私は基本的な考え方として、都市化、とくに流動化の激しい地域、東京およびその周辺とか、関西などでは、皆さんに建設資金まですべて出せという形はとうていできない。たとえば、年間約15%の人が出たり入ったりしていて、10年たつと実に2/3がいなくなる、という武蔵野のような町——しかし、これが東京で最も激しいというわけではありませんで、もっと激しいところがあるわけですが——などの場合。私、つい先日、北九州市から久留米市のほうを見せていただきましたけれども、ところによっては建設にあたっての費用をほとんど、住民の方たちが2年も3年もかなりの額を積み立てて出すというようなことをやっておられる。また、それが可能であるわけですが、武蔵野のようなところ、あるいは東京の23区のようなところでは、とてもできないと思いますし、むしろ、それはやるべきでないという意見も強いだろうと思うのです。そこで、この財政負担問題は、流動化の中で、とくに永住の意思がない住民が相対的に多いところで半永久的な施設をつくる場合、やっぱり役所負担でやらざるをえないのではないか。それから、管理・運営にあたって、最小限必要な費用は、役所が負担していっこうさしつかえないのではないか。金を出すからということで自主性を大幅に制限してしまうということさえ慎めば、私はさしつかえないと思っております。

他方、財政上苦しいからコミュニティ・センターなんかとうていできない、ということで手をつけてないところも、全国の市町村の中で非常に多いわけですが、冒頭に申しましたように、コミュニティ・センターのもっている役割を考えたとき、ほかの行政をやるならば、当然その前に

コミュニティ・センターをやらなければいけないはずである。とくにいろいろむずかしい課題、住民の利害調整のような問題が今後予想される場合には、そういうものの果たす役割を私はもっと重視しなければいけないと思います。財政上苦しいということはあまり理由にならない。中心課題と考えれば、これは最小限真っ先にやらなければならないだろうと思っております。

それから、どこまで金を出すかということが財政の問題として出てくるわけですが、用地費を含めた建設費、および管理費——人件費を含めた維持・管理をしていくための費用——さらに、その中で活動する皆さん方の活動費、大ざっぱに分けてこういう3種類が考えられます。私は、少なくとも前二つは、全額なり、あるいはかなりの部分を自治体で負担していいのではないかと。また、負担すべき性質のものだろう、というふうに考えております。しかし活動費のほうは、過渡的に奨励という意味でお出しになる場合は別として——その場合でも私は、依存心が生まれてこういうものがなかなか切れないという日本の現状を考えますと、たとえば減徴方式で3年間、最初に500万円出して、次に300万円、その次100万円でおしまい、こういうふうにおやりになるということなら別であります——そうでないかぎりには逆にふえていってしまうのが現状ですから、私は、この活動費というのは、呼び水としても十分慎重に考えるべきで、出すべきではないのではないかと、というふうに思っております。

もう一つは、住民管理にあたって人材の問題をどうするかということです。「武蔵野市には松本さんのような方がたくさんいらっしゃる、ところが私たちのところにはそういう人がいない、まずその点でネックがある」とか、「コミュニティ・リーダーが育成されないかぎりとうていだめだ」——こういう意見をしばしば聞かされるのですけれども、私はそうではないと思っております。松本さんからとりかかられた当時のことをお話しいただけるかもしれませんが、松本さんたちは、コミュニティだの、コミュニ

ティ・センターなんていっても何だかわからない、しかし非常に重要なことだと考えられた。いざやってみれば、とくに武蔵野のように価値観の多様化、党派性の激しいところでは、ずいぶんご苦労なさったと思うのです。その中でもまれて、リーダーとして十分に磨き上げられた方たちと、それに耐えられなくて脱落していった少数の方がおられる。そういう点からしますと、むしろこういうものはだれもわからないわけで、私たちがコミュニティというものを提唱した段階でも、コミュニティがどういうふうになっていくのだろうかということを、自分たち自身で何もやったわけではなく、そういう方々がほんとうに日常の中でご苦労なさっておられる。私たちはそれを拝見しながら、あとからいろいろなことをいっている。そういう意味では、人材というより、そういう方たちはコミュニティ活動の中から育ってくるのだというふうに考えてよろしいのではないかと思います。しかしとにかく人材問題というのは、コミュニティ・センターの管理・運営の際には非常に大事な問題になると思います。

なお、この報告書の中では、現実起こってきそうな問題を、とくに武蔵野市を中心にしてお話をうかがい、教えていただいた問題を10点ほどあげております。これはあとでご議論いただくときにそのつど補っていきたいと思いますので、とりあえず基本的な考え方だけ申し上げておきたいと思っております。

松原 どうもありがとうございました。

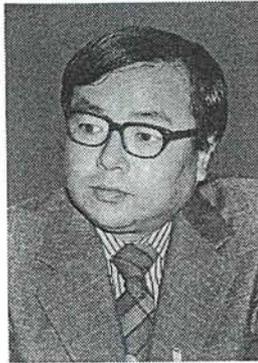
いま佐藤先生のほうから、コミュニティ・センターの評価をするにあたって、重要かつ基本的な問題点を総括的にお話しいただきました。この佐藤先生にご提起いただきました点を、分けて少しずつ議論していきたいと思っております、大きく三つぐらいいに分けてはどうか。一つは、コミュニティづくりになぜコミュニティ・センターが必要なのかということ。それを、行政の役割とのかかわり合いも含めて少し議論してみたい。2番目は、コミュニティ活動はあくまでも住民の活動なので、コミュニティ・センター

もまた、ある意味では住民参加の形でつくられていくわけです。その住民参加の過程の中で、佐藤先生もお出しになりましたが、施設の利用者自身が加害者になるということも予想しながら進めていかなければならない。つまり、複雑にからんだ住民の利害の中で進めなければならないという、住民活動の場としてのコミュニティ・センターづくりの話を少ししてみました。そして3番目に、佐藤先生が最後に強調された、コミュニティ・センターの管理・運営の上での問題点やあり方。こんな分け方で進めてみてはいかがかと思います。

3. なぜコミュニティ・センターが必要なのか

松原 まず最初に、なぜコミュニティ・センターが必要なのかということ、とくに行政とのかかわりで考えてみる必要があるかと思うんですが、昭和53年度に自治省が行った全国調査、これでいいますと、全国の3,279の市町村、これに東京都特別区がはいっておりますから、厳密には市区町村といったほうがいいんだと思いますが、そのうちの58%にあたる1,900の市区町村で何らかの形でコミュニティ対策を実施しているという報告がございます。これは2年前のことであり、その後も私どもの知る限りでは、全国あちらこちらで新しくコミュニティ施策を進めようとしたところもございまして、長期計画・基本計画を立てる上で、コミュニティづくりといったものを柱に据えるようになっていく傾向もございまして、現状でとれば8割近く、ことによると8割以上の町村で、何らかの形でコミュニティというものを施策の一つに据えているだろう、ことほどさように、今日ではコミュニティづくりというのは地方行政の重要な柱と

して一般化してきていると思います。ただ、コミュニティづくりは、佐藤先生がおっしゃったようにあくまでも住民の間から自然に生まれるものであって、行政が、コミュニティをつくれという主導すべきものではもちろんない。そうだといたしますと、行政と住民とのかかわり合いの中で、コミュニティ・センターづくりを中心にコミュニティづくりの問題を少し考える必要があるだろうと思います。



＜森村道美氏＞

そこで、おふた方の実際のご経験をお聞きする前に、本来はフィジカル・プランニング（物的計画）の立場から参加されているわけですが、住民の生活や社会活動などとの関連を踏まえながら、都市計画のお立場からコミュニティの問題を考えておられる森村先生がおられるので、先生から先にお考えをお聞きした上で、武蔵野と谷中の話を聞きたいと思います。

森村 私は佐藤先生や松原先生と一緒に自治省の「コミュニティ研究会」で、ここ数年間いろいろな議論に参加してきた人間であります。実はコミュニティ・センターそのものに対しては最も冷淡な人間ではないかという気がします。きょうのこの座談会のテーマが、「コミュニティ・センターの計画と運営をめぐって」ということなので、いったい何をお話ししようかと、いろいろ迷いながら参りました。私は、施設づくりということで、都市計画のフィジカルな部分を専攻している人間ですが、私が何を考えてコミュニティ・センターづくりにかかわっていったかという話を、まずさせていただきたいと思います。

われわれの仕事の分野で物理的な面でのコミュニティのあり方と申しますか、住宅地計画の考え方が体系化されたのは、1920年代の後半、つまり昭和の初期であったかと思います。都市計画の教科書のどこにでも出てまいりますように、ペリー（C. A. Perry、米・ニュータウン運動・社会福祉

学者)の“近隣住区理論”というものが体系化されたわけですが、これは——いまとなつてはいうまでもないのですが——住宅地が住宅地として十分に機能するためには、住宅がしっかりしているだけではしょうがないのだ、地域の人たちとの交流の場であり、地域の問題を議論する場である集会所——センターといつてもよろしいですが——も必要だし、公園も学校も商店も必要である。また、自動車の問題がもう一方にあって、安全に快適に動き回れる住宅地でなければいけない。そういう内容をペリーは一つの理論にまとめたわけですが、この理論は、とくに戦後新しい住宅地の開発、日本でいいますと、住宅公団が大きな団地をつくるとか、公営住宅のやや規模の大きい団地ができるとか、高度成長期の後半になると、民間のデベロッパーがかなり大きな団地開発をやる。そういう中でペリーの“近隣住区”は徐々に実現していったのですが、考えてみると、計画的につくられていない自然発生的にできた町が、都市には延々と広がっており、そういう部分のほうが都市の中には多い。そういう市街地を放っておいていいわけではない。そういう市街地にも、近隣住区の理論といえますか、住宅地計画あるいはコミュニティの考え方を適用したらどうなるだろうかというようなことが気になり始めました。

昭和の30年代にいくつかの自治体が、基本計画と申しますか、総合計画づくりに合わせて、そういった考え方を実際の町に適用していこうという計画書をつくり始めたわけですが、このような計画が非常に一般的に広まったのは40年代後半になるのですが、40年代後半という時期は、自治省のモデル・コミュニティの施策が出たり、その他のいろいろな省庁の支援によるセンター、あるいはそれに類似したものをつくるという動きが顕在化してきたときでありますけれども、いろいろな町で計画がつくられた。ところが、計画をつくりっ放しで、計画をつくることによって何も動いていない自治体も多い。そういう状況の中で、中央官庁からの施策がいくつか出てきた。これは自治省のモデル・コミュニティ事業についていえば、セン

ターづくりということが非常に目立つものであって、私自身は、既成市街地の環境整備問題全体の中でとくにセンターだけに関心をもつ人間ではないんですが、環境整備全体の議論を始めるきっかけとして、センターづくりというものはやはり必要なだろう、そういうふうに考えたわけです。ですから、コミュニティ・センターに対して、地域の人たちがそこに集まって交流する場であるということにあわせて、その場を借りて地域の問題を考える、もっとオーバーにいえば、——まちづくり・都市改造・コミュニティづくりなどといった言葉がありますが——そういう物理的な都市の改造を含めてまちづくりを議論する場としてセンターがいずれは役立ってくるだろう。それからもう一つ、これは佐藤先生もおっしゃいましたけれども、センターをつくるということで住民の方々がトレーニングをする、そこで蓄積されたものが、やがて他の環境整備にもきつと役立ってくるだろう。そんなことを期待しまして、手がかりとしてのセンターというふうに考えたのです。

きょうはいい機会ですので、私が期待したようなことを、谷中や西久保でポツポツ議論され始めているのかどうかお聞きしたいと考える。とくに谷中では、環状3号をつくるというような、昔からあった話が再度確認され、それに対して地域で議論が起こっておりますね。そういうようなこととか、いろいろあると思うんです。われわれの立場からすれば、コミュニティにとって非常に重要な環境整備問題が起こったときに、コミュニティ・センターの一部が事務所になって、都市計画の分室がもたれ、住民はそこにフラッと行って勝手に意見をいって帰ってくるみたいな、そういう窓口になってもいいなというようなことも考えているんですがね。

松原 どうもありがとうございます。

いま、都市改造・都市計画をお進めになる立場として、その一つのきっかけ、拠点としてのコミュニティ・センターへの期待というようなことを森村先生のほうからお話いただきましたが、実際にコミュニティ・セン

ターをおつくりになり、それを中心にしてコミュニティづくりを進めておられる、武蔵野市西久保コミュニティ・センターの松本さんから、なぜコミュニティ・センターが必要だったのか、コミュニティ・センターが地域の人々の活動にとってどういった意味があったのか、その辺のことからはいっていただければと思います。

4. 二つの実践例——武蔵野と谷中——

松本 武蔵野市は長方形の土地柄で、奥行きは3キロくらいしかございませんが、国鉄の駅を3駅もっております。人口の移動が激しいという面もございますけれども、住みやすい場所ということで、りっぱな方々が居住されておまして、個人意見の主張が非常に大きく、行動的な方が少ないところであるということがいえようかと思えます。

約10年前に、武蔵野市長期計画策定委員会というものが設置され、佐藤先生が委員になりまして、武蔵野市はどうあるべきか、どう改造されていくべきか、といった問題をやってまいりましたが、その一端に「コミュニティ構想」というものがあってございます。そこで私どもは、初めて、コミュニティとは何ぞや、ということにぶち当たりまして、昔の井戸端会議、あれもコミュニティだな、戦時中の隣組、あれもコミュニティだろう、これらの人たちの集まる場所がコミュニティ・センターか、といった認識をいたしました。これはぜひとも必要だからつくっていただくというので、市の長期計画策定委員会の構想としたわけですが、役所は、金を出すけれども口は出さない、地域で好きなものをつくりなさい、というわけです。

さて、それではどういふものをつくったらよろしいのか——。まず弱者を優先的に考えなければいかん、幼児や身障者を重点的に考えよう。だれもかれもが使いやすい、危険のない建物をつくるべきだ。建設場所の地域の方に迷惑をかけるものであってはならない、つまり、利用者にはメリットがあるが、近隣に建てられた人はデメリットだというのではまずい——こんなことを地元の皆さんと議論し、まず、建設場所の近隣の方の意見をお聞きし、同意を得るということから始まりました。

私どものセンターが建っております場所は、10メートル以上のものは建てられないところでございます。3階建てにしますと、どうしても10メートル以上になります。そこで1.5メートル下げ、ドライエリア（空堀）にしたというような、金をわざわざ捨てるような形になってしまいましたが、建物は長期にわたって使用していかなければならんからということで、変則的ではありますが、そういう形になった次第です。

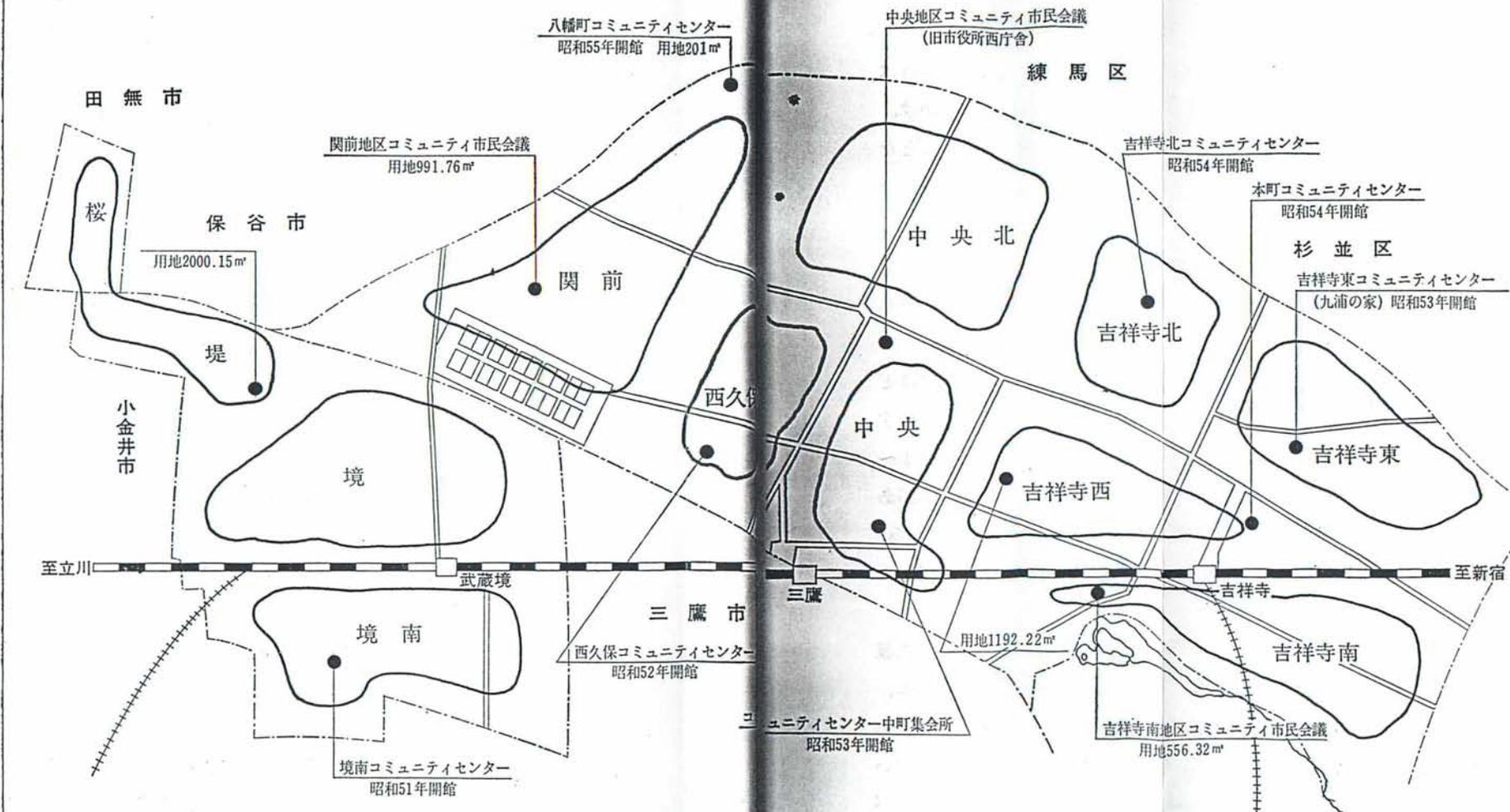
身障者とお母さん方・PTA・青少協・勤労青少年諸君といった方々との意見の交流は80回やりました。その間に、こういうものをつくりたい、そのために市民集会を開くのでご参加いただきたいといって全世帯5200、人口1万2,000名に呼びかけ、学校を借りて市民集会もいたしました。発足したのが昭和49年、その後約2年間皆さんの意見を承って、51年より工事着工、52年1月22日オープンというのが西久保センターの概況であります。

一応センターができましたので、皆さんの手によって町の改造をしていかなければならん。それにはまず、ボランティア精神の高揚と理解である。一般に男性よりも女性のほうが協力の度合いも強かろう。また、ひま



＜松本 茂雄氏＞

武蔵野市コミュニティ予想地区



もあろうということから、PTA・青少協に呼びかけて、オープン後の会議を頻繁にもったのです。

そのうち、市内のあちらにもこちらにもできまして、現段階で7カ所オープンしており、56年6月までに、西庁舎の改造ができ、関前地区に完成(56年3月の予定)いたしますと、9カ所になります。

さて、これらの地域センターの利用方法、あるいは管理・運営にバラツキがあってはいけない。ある程度のバラツキは仕方ないとしても、これはお互いに勉強していく必要があるということで、私が7カ所に呼びかけ、7カ所の管理・運営委員2～3名によって、毎月定例研究会を開くことを提唱しました。皆さん快く賛同されまして、すでに2年半、管理・運営の研究会をもっております。月1回の会合ですが、各地域の問題をもち寄り、お互い助言し合い、活発な意見の交換も行う。社会の実態にマッチした管理・運営をしていこうという姿勢で、この研究連絡会はスムーズに前進しております。

武蔵野市は、水の心配はありませんが、火災の多い地区です。10年ほど前は、市営住宅の1部屋、2部屋を災害時のために確保してあったのですが、現状では無理であるということから、各センターが、災害時には1～2泊の仮泊所として受け入れる態勢も整っております。また、ご不幸があった際、告別式を行う場所がない、お金もかかるというのが現状ですから、お通夜は自分の家で、告別式はセンターでということ、これも、現在ある7カ所のセンターが場所を提供しております。

また、最近よく聞く話ですが、お年寄りの方が行くところがない。武蔵野の場合は、老人クラブに加入していれば、皆さん福祉センターへ行き、歌を歌い、ふろにはいって1日をすごしてくる。これは交代制でしております。そこで、そこへ行かれないお年寄りをそのままにしておいてはいかんということで、これも研究連絡会で取り上げ、月に2回以上はシルバー関係にオープンしようということになり、現在実施しております。老人

クラブに加入しておろうが、おるまいが、地域のシルバーは、西久保の場合には第2と第4水曜に集まって、舞台を使って歌を歌い、踊り、騒ぐ。その際、要望等があれば承りますよというようなこともっております。

さらに、市議員あたりが、コミュニティ・センターとは何ぞや、などといって、センターを行政で監視しなければいかんというような声が出ましたので、政治家にももっと勉強してもらう必要があるということで、センターを担当しているのが総務委員会なので、委員長以下10名の方を、ことしの5月12日に全員呼び、意見を聞いて、コミュニティ・センターとはこういうものなんだ、役所の職員であろうと政治家であろうと、自由勝手にセンターを使うことはできないのだということをよく認識してほしい、議会でもそういうことを明確にしないと、総務委員会の委員たちにはよく指導しておきました。その後は、議員たちにもよく理解されています。また、市の職員もよく理解していないケースが多いので、企画部長、総務部長、環境部長、建設部長、福祉部長の5名を呼んで、コミュニティ・センターとはこういうものなんだ、役所のお金でつくってもらったけれども、管理・運営は地域の市民のボランティアでやっている、役所の管理・運営ではない、それを部下の職員に認識させるようにいいました。それまではよく「役所の職員だ、空いている部屋はないか」なんていつてきたりして、官僚的な面が非常にあったんですが、これをやってからは職員の理解も深まったと考えております。

あらゆる面を通じまして、市民の声を行政に反映させる場所ができたということで、コミュニティ・センターをつくってもらってよかったな、これはぜひ各地域につくらなければならないというので、長期計画では、武蔵野には11カ所つくることになっているというのが武蔵野の現状だといえます。

松原 いまお話いただきました中で、管理・運営上の問題点等については後段で議論を詰めたと思います。

さてこんどは、台東区谷中コミュニティ・センターの葦名さんにお話し
いただきたいと思います。東京の谷中コミュニティ・センターは、東京23
区の中では、計画段階から住民参加の形で進めたコミュニティのモデルと
して、著名になっているところがございますけれども、葦名さんのほうか
ら、コミュニティづくりのプロセスのようなことを少しお話しいただけま
すか。

葦名 最初におことわりしたいんですが、私は、いわゆる肩書きも役職
ももたない一介の主婦なものですから、こういう席も初めてで、ちゃんと
申し上げられるかどうか分かりません。その点お許しいただきたいと思
います。

いま西久保の松本先生のお話を伺ったのですが、私どもは今もなお悩み
つつ、しかし多少客観的に眺められるようになりました。松本先生がおっ
しゃったと同じように、コミュニティ・センターができてよかったと思っ
ています。ご承知のように、谷中は寛永寺から開けた町で70カ寺があり、
明治からの絵画や文学などのゆかりも深く、その上文化財もたくさんあり
ます。しかも、戦災も免れた東京でも珍しいところだろうと存じます。台
東区の中でも、谷中地区は上野の山で分断されておりまして、国立のほか
は、区の公共施設が一つもない有様です。それでいろいろな団体から、児
童館・老人福祉館・図書館などの要望が出ていたようなわけでした、これ
も昭和51年に住民参加によるコミュニティ・センター建設ということでお
役所の方から施策として投げ込んできました。というのは区長さんが公選
で立たれる時、「豊かな明るいコミュニティづくり」を政策目標として、
谷中をモデル・コミュニティの対象にされたわけです。第1回の説明会は
昭和51年12月14日谷中小学校で、各地域代表や一般住民に呼びかけて開
かれました。その時「行政主導ではあるが白紙で臨みお金は出すから住民は
何でも作ってよい」ということでして住民との熱いやりとりがありまし

た。

しかし、住民は準備会をもった段階でも、「コミュニティ」という言葉すら馴染めなかつたのでございます。町会連合会の幹部の方が、「町会があるのに、舌を噛みそうな言葉のコミュニティは必要ないではないか」とおっしゃっておられました。谷中ばかりでなく台東区というのは23区の中でも保守的な地域で、町会組織が非常に強固な所でございます。役所からの伝達やいろいろ委託されるものもあり、23区中補助金も多い方だろうと思
います。コミュニティづくりが谷中にもちこまれた要素の一つに、戦後すぐ
に当時の社会状況から非行少年補導のために婦人の手により地域住民の組
織化ができ上がり、14町に定着しまして、その後に町会ができましたも実
務は概ね婦人の手に委ねられていました。比較的地域としてまとまってい
たことがあると思われま



＜葦名須和子氏＞

さきほどの説明会から、センター建設のための住民の準備委員会になり
ましても、役所の方では西久保同様、住民全体のものだから主体は住民に
あって、計画から何から自由にやってもいい、また施設面でも子どもから
老人に至るまで含むのだとおっしゃいました。ただその場合「コミュニテ
ィ・センター」という名称は使うが、建物の性格は自治法の「公の施設」
に則していて、しかも、それは要望の出ていた図書館・児童館・老人福祉
館・社会教育館の4館併設の複合施設だといわれたのです。これは住民に
はとても分かりにくく反論を呼びました。結局併設複合の施設ではあるけ
れども、機能としては、コミュニティ・センターであるということで、住
民側も何とか理解させられたわけですが、それはやはり補助金の関係が
あったのだらうと思われま

とで、機能のさせ方で4館が渾然としてコミュニティ・センターの役割を果たせるので、私はよかったと思っております。

また施設を使いこなす、生かしていくのは人間であり、どんな立派な建て前であっても実働することが大事でして、しかも人間の意識を変えていくことは大層時間のかかることだと思います。会合ひとつとってみましても、準備会から建設協議会にかわる頃に、それまでは会議も議長もち回りで平等に民主的にしていたのですが、行政対応の住民窓口で代表世話人が決まり、それも全部男の方ばかりになり、男の方の先導する形に変わってきました。その変化は準備段階から建設、そしていま管理・運営の段階にきて、男の方とはかく既成概念や慣行でのぞまれますので、婦人が資料づくりや提案をしたり、生活実感からの発言をしても、流されるというわけで、男の方と対話をもつことの努力が女の立場にありましたので、討議をし論議をつくすところまでは程遠いものでした。

そういうこともございましたけれども、3年たち5年目にかかりまして、お互いの人柄も分かり、開館後漸く広報・老人・社会教育・児童青年・レクリエーションなどの部会もできまして、目下第2回目のコミュニティ祭りの準備をしています。以上、あらまし述べました中で、よかったと思えますもの、今もその原則を守っているものに、だれでも個人参加ができること、どの委員会の会合も開かれた場になっていることでございます。

5. 行政計画とコミュニティ・センター

松原 それでは、これからは少し自由に、短いやりとりを中心に進めていきたいと思えます。さきほど、松本さんのお話の中にございましたよう

に、武蔵野の場合、最終的には11カ所にコミュニティ・センターをつくっていくのですか。

佐藤 いや、もっとです。地区が11カ所です。

松原 つまり、長期計画の中に全体の計画があって、それに合わせて順次つくっていくという発想で進んできているわけですね。ただ、そういう場合、財政的にもそういった形で推し進めていくことが可能なのでしょうか。谷中の場合には、台東区全域にそれをやるということは困難だという前提で、おそらく区長さんの立候補のときの公約として、モデル的に区内2カ所ぐらいおつくりになったんだと思いますけれども、その辺どうなんでしょうか。きめ細かく全地区にコミュニティ・センターをつくるというのは……。

佐藤 当初は、皆さんが欲しいのはいったい何かということを市民会議で討議し、他方、役所の管理という観点から、お任せしていったどの程度の規模まで細かくできるだろうかということで、8地区の予定だったんです。それを48年の第1次調整計画の段階で調整し、11地区になったわけです。しかしこれも将来変わりますよということで、こんどの第2期長期計画ではまた区画の図面が変わってきております。

これを可能にしていたのは、40年代後半の高度成長期に、私たちは、ほかではとらない原則を立てました。その一つは、専任職員を安易にふやすような施策をとらないこと。というのは、武蔵野市は全国でも有数の財政力の強いところですが、にもかかわらず、そういう形の安易なやり方が高度成長時代に蔓延してしまった。これを今後絶対にやらない。したがってコミュニティ・センターも、ボランティアの方などでやっていただくような形の人件費は組みましよう、しかし専任職員をふやすようなことは一切やりません、と。もう一つは、皆さんにお手当を差し上げて、喜んでもらっておしまい、というような施策は今後やらない。この二つを非常に厳しく市長に約束してもらって、長期計画の策定にかかったわけです。そのた

めに、金が浮いてくるんですね。

もう一つは、その後の低成長への転換期に、財政が非常に苦しくなりそうだとということを見越して、思い切って圧縮した予算を組んだ。それよりは税収入が伸びたので、それを市庁舎建設の積み立てとか、用地買収のほうへ回していった。したがって用地の手当では全部終わったわけです。関前地区だけは用地を買っていませんでしたので、これはこんど買いましたが、あとはすでに用意されていたということです。

もう一つは、毎年1地区ないし2地区、大きいのと小さいのと、いろいろやっていこうということで、予算化する途中で、市長は非常に危惧していましたね。はたして市民管理というのはやれるだろうか、一つか二つ、場合によれば三つぐらいつくと、様子を見て、だめだったらやめてしまおうと、市長はむしろやめる方向を考えていたようです。それを私は、大丈夫やれますよといって頑張ってきましたし、また、皆さん方のところできちんとやっていただいているものですから、これからも大いにやるべきだということになった。したがって人件費が、たとえば松本さんのところは1,700平米の建物ですから、ほんとうなら何人もの職員を置くところを、置いていないわけですね。人件費に相当する部分は400~500万円ですんでしまう。そういう形でないとうていできない。この問題が一つあったんじゃないかと思えます。

森村 コミュニティ・センターづくりを行政全体としてどういうふうに考えていくかということでしょう。それを議論するときに一つ忘れてはいけないことは、台東区の場合には、児童館とか公民館とか老人施設といった単独施設がある程度できていたが、武蔵野はそういうものがほとんどない。白紙のところからスタートしたということ、そこを踏まえておかないと問題があると思いますけれどもね。

松原 谷中は、コミュニティ地区の人口、戸数はどのくらいですか。

葦名 1万3,300人ぐらいで、約5,800世帯です。コミュニティとして

は、てごろな地域だと思っております。

松原 ですから西久保と同じくらいですね。センターの床面積はどのくらいですか。

森村 1,842平米です。

佐藤 実は、多目的施設は是非かというところで議論があるかと思って——武蔵野の場合はそういう形のものがないで、施設が明らかに不足していた。それをどう充足するかというときに、それぞれの施設要求がワッと出てきたわけですね。ところが武蔵野はものすごく土地が高いところで、しかもわずか11平方キロしかない。そんなところに個別の用地を片っ端から取得して、しかも職員を張り付けるようなことはとてもできない。そういうことでいろいろ議論しました結果、これはやはり多目的で効率よく、しかも部屋の利用は皆さんで融通し合っていただく、そういう中でコミュニティの交流も生まれてくるだろう。お葬式の問題にしましても、使うはずだったところを譲っていただくわけですから、そういうようなことを通して交流が出てくるのではないかと、いろいろな理由づけをした上で建設にのりだしたわけですね。いまお話しのように施設が不足している。それだけに、そういう単能施設を何とかしてくれという声は絶えずくすぶっている。こんど策定委員も変わりましたし、第2期長期計画では若干その面も要求に押し切られそうなところも出てくるんじゃないでしょうか。

6. 複合施設の問題

森村 さきほどの葦名さんのお話、たいへんおもしろいと思ったのですが、住んでおられる方の素朴な感覚からすれば、谷中のセンターな

んであたりまえのものだと思うんですよ。それを役所の言葉で、「複合施設ですよ」といういわれ方をする。「努力して複合施設をつくったんだから、少しはありがたいと思え」みたいな、言葉ではいわないでしょうけれども、そんな感じが……。

筆者 そんなふうにはおっしゃらないし、感じませんけれども、お役所の言葉自体が普通の住民にはなじまないんですね。複合とか、併設とか。いまの場合、なんとか、センターの中身をつくりたいばかりに、子どもや老人、若いものと年寄りなどという接点をもち得るようにとか、実際にやる事実をつくり出していくというふうに、工夫すればできるだろうと素直に努めているわけでした。たとえば今日もやってきました婦人講座も、コミュニティ講座のつもりで、これからの若い層の女の方の参加のきっかけにと開きました。中に民俗学での文化の伝承者としての女の役割の話聞きまして、参加者も興味をもってくださり、年輩者の話を聞きとろうという気持ちが出てまいりました。

松原 複合施設という計画は最初からあったんですか。それとも、コミュニティ・センターをつくっていく計画段階から、住民が参加していますね。その中に行政がのっけてきたものなんですか。

筆者 いえ、行政のほうの説明として、はじめから、谷中地区から4館の要望が出ているのでそれを一つにしたと。建物の性格の説明からその名称が出ました。

佐藤 さっき森村さんが出された問題で大事なのは、コミュニティ・センターが、センターづくりだけで終わってしまうのはまずいんだということ。これはつまり、センター中心主義のもう一つの批判の根拠でもあって、いろいろ攻撃されるわけです。私どもは、さっきもちょっと申しましたように、都市改造の問題とかいろいろなことにこれをおして発展させていきたい——たとえば西久保のコミュニティ・センターなどはすでに、ひとりぐらし、寝たきり老人の給食サービスのキーセンターになっていま

すね。そういうものとしても活用されているし、もう一つは、西久保地区というのは非常にむずかしいところで、自治省のモデル・コミュニティに選ばれていく過程でも、武蔵野市内はどこでも、こんなコミュニティ・センターはできないといってしりごみし、逃げちゃった。どこも出てくれない。それをあえて西久保が引き受けてくださったんですが、西久保の中でも、1丁目には丹羽文雄さんや松前重義さんなどの豪邸が並んでいて、同じ面積の中に1,000世帯ぐらいしかない。2丁目、3丁目は人口稠密地域でアパートがすごいわけでしょう。青少年の非行等の心配も多い。そういうところで取り組もうということが一つありました。

それから、森村さんのおっしゃる都市改造の問題ですが、実は、武蔵野というのは公園を除けば、都市施設の面ではまず最も進んだ都市ですからね。

森村 そうですね。武蔵野市の場合は改造ではなくて保全、つまり現在の環境をどう守るかということが使命みたいなもので——。

佐藤 そういうことからすると、時間をかけてそういう声が自然に出てくればいいので、あまりよけいなおせっかいはしない方がよい。私はやはり、そういうものは時間がかかるだろうと思っています。これはむしろ松本さんのほうから出していただいたほうがいい問題ですが、将来、武蔵野から電柱を全部追放するための改造計画とか、いろいろもっていらっしゃるわけですよ。電力会社との間で話をつけたり、コミュニティの中で少しずつやっっていこうということは前から考えられています。

松原 そういう点では、森村さんがいわれた、センターが核になりうるわけですね。

森村 それは、あとのほうで時間があつたらいずれお聞きしたいと思っていた私の関心なんですけどね。

ひとりぐらしや寝たきり老人の給食サービスのキーセンターになっているというお話ですが、西久保センターの調理室にボランティアの方が集ま

ってきて、そこで作っているんですか。

松本 作るのは別です。

佐藤 養護老人ホームですね。将来の展望としてはお腹をこわす老人が出てくるだろう、家庭の老人だったらオカユも食べさせるだろうということで、そういうこともコミュニティ・ケアとして考えたいけれども、いまの段階ではそこまでいかないのじゃないかということです。

松原 建設過程の話に進めたいんですが、さきほど松本さんがおっしゃっておられたけれども、設計をするときに地元の方がどういう形で希望を出されるんですか。

松本 当初はみんな、おれの部屋、私たちグループの部屋、そういう考え方が非常に強かったんです。要望を出したのは18組織くらいありましたが、やはりいちばん弱い方の意見を吸収しましょうということで、身障者の方とはずいぶん話し合いました。結果的にあの時点ではスロープはお子さんのローラースケートのかっこうの遊び場になって非常に危険が伴うということで、最短にする、そのかわりにエレベーターをつけさせようということになりました。プロの方、外部の方が見て、非常に変則的な使いにくそうな建物だといわれても、これだけの会合を重ね、みんなの意見を吸収してこの建物をつくるのであるから、決して文句はないであろうと、最終的な市民集会でこれが決定されたわけです。プロが見て、ずいぶんへんな建物だなという感じでしょうか――。

森村 その話はあとで聞きたいところですね。

松本 私もずいぶんあっちこっち見せていただきました。こういうものは、あとからつくったほうがうまくできるんだという声もありますけれども、あとからつくってもあれだけのものはできないといういいものを、何としてもつくりたいと考えましてね。プラスチックタイルは冷たい感じでよくないからと、1枚も使っていません。全部ナラの床張りにしてございます。

佐藤 エレベーターが1,500万円だったんですよ。予算オーバーで、市は、穴をあけてしばらく放っておくというので、冗談じゃないといって、私どもコミュニティ市民委員会で予算折衝し、補正予算を組んでつけてもらった。というのは、やはり一刻も早く使えるようにしたいという思いがあったからです。特別な部屋もつくりましたね。

松本 エレベーターも普通は使わせません。身障者・老人のお声によって電源を入れるということで、リモコン操作しております。

松原 谷中のほうは、保守的な力が強いところで、行政との結びつきの強い既成団体が中心になって考えられたと思いますが、だけれども個人の参加もできる、ということでした。そういう点からみて、どういう形で皆さん方の意見が設計の中に反映したんでしょうか。

葦名 建設協議会でいちばんの問題はコミュニティというイメージがわからないということで、発想を一つにしたくてもできない。たとえば老人福祉館についても、老人クラブの方は他館並みにお風呂と、歌と踊りの舞台が欲しいと、それ以上は出ない。

将来の老人の福祉に役立つような健康管理や生活相談などボランティア活動の拠り所にもなって、しかもお風呂は広くスペースをとって、身障者の方も含めてのリハビリテーションに利用できるようなものをと婦人たちは提案しました。これは谷中の近所の銭湯の問題もあったことへの配慮も含まれていたのですけれど。できたのは男女別の浴室、舞台付き大広間、碁・将棋・お茶のための和室となりました。はじめて青写真をつくる時には、行政側の設計案と住民有志による提案を設計事務所が叩き台としてつくり、幾度か修正しましたので、私たちの出した条件――だれでもが気軽にのびのび集まれるような、開放的で明るい施設、自由に出入りできる明るいロビーなど――は生かされました。

松原 できてからはどうですか。お使いになってみて――。

葦名 お年寄りには入浴や何かで喜ばれております。図書室は勉強室不

足で学習室をという希望だったのですが、あまり利用されていません。貸し出しは子どもが多く、今は一般も増えつつあります。児童館の育成室は若いお母さん方が熱心に具体案を出したりして大幅に変え、広い所で賑やかに子どもの出入りがありますが、ここに続いて小学校の中にあった学童保育の場が入りました。学童保育関係の父母の方たちは、今まで通り放課後ひき続き小学校にあることを希望したのですけれども……。これも、学校と学童クラブの役所の担当がちがうことや、学校側が移ることを希望していたことなどがあってのこのようです。それで入口も別にいたしました。

ここを利用する場合とか、学童保育もプログラムがあったりして、地域の子どもを育ててゆく意味からいっても、どういふなじめせ方をしていくのかというのは、一つの問題として残っていると思います。

松原 学童保育の問題は、武蔵野の場合でもあるわけでしょうか。

佐藤 いちばんやっかいな問題です。

森村 私がおとといお邪魔したとき、係の人が開けられなかったのが学童保育の部屋で、センターの中で1室だけ別管理になってしまっていました。

佐藤 当初の市民委員会では、学童保育の部屋というのも、戸棚のシャッターさえおろせば夜は使えるではないかということで特別扱いしないつもりだったわけですよ。しかし、私はそもそも学童保育を入れたのは失敗だったと思っています。いちばん苦勞されたのが西久保なんです。ほかのところでは、いまのお話のように入口が別なんです、こりちゃったからある程度大きいスペースを取って、隔離したわけです。ところが西久保の場合は小部屋にして、地区の子どもはみな同じなんだから、どこでも自由に遊べるようにしましょうということでやられたわけですね。しかし、学童保育の子どもは1年から3年までですから、小さいんです。そして、かたまってしまって、ほかの子どもたちを追い出してしまったり、センター

は自分たちのものだといった態度をとる。学童保育は日曜日は休みだけれども、センターの休みは月曜日なので、月曜日にはあっちこっちにはいり込んで、物を壊したりすることもある。そういう問題とか、学童保育の市の位置づけの問題、指導員といわれる人たちがだんだん年をとってきて、子どもをみきれないとか、いろいろからみましてね。結局いまは下へおろしたんですか。

松本 そうです。まだ移しませんけれども。

佐藤 その辺、西久保は苦勞されたわけですね。

森村 西久保のセンターの利用予定区域は、いくつの小学校区にわたっていますか。

松本 一つです。それと、いまは若干、南関前小学校が来ています。

森村 よその学校ということで問題はないんですか。

松本 それはありませんね。なぜかといえば、西久保の学校が関前という地域の地番にはいつて建っているわけです。もう一つ、小学校が関前地区にありまして、関前地区の小学校と西久保地区の小学校が同じ関前にあるということです。

この学童保育の面につきましては、当初の考え方は、学童保育というものは非常に大切なことである。“カギっ子”対策を第一に考えようということで、その当時の指導員を、準備委員、建設委員と、あらゆる階層の市民集会に参加できるような態勢をとりました。そしてオープンする時点までは非常にスムーズに流れてきたんです。いよいよオープンして、彼らが入居した。これは市では関与せず、条例に基づいて、センター全体を管理委員会で借り受けて、管理委員会が学童保育に貸し付けてやる、こういう形になっているわけです。去年あたりから、学童保育の指導員が身分保証を強く打ち出し、自治労のバックを得て、準職員にせよと迫る問題が出てまいりまして、カギっ子とのへだたりが出てきたというのが実態です。その前までは、西久保においては学童保育の場はおやつを食べるところであ

り、学用品を置く場所なんだ、広い部屋は要りません、45平米程度あれば十分です、ということだったんですが、実際に使ってみて時間がたちますと、よそは広いのだといいだした。よそは密閉指導ですから広いんです。西久保の場合は開放指導ですからね。“カギっ子”なんていう表現はなくそう、一般の子どもと同じように交流させ、いじけた精神をなくそうではないかというのが当初の西久保のあり方だった。これが、身分保証の問題から、もっと広い部屋、よそは……というようなことが出てきたというのが実態でございます。

佐藤 失敗した原因というのは、行政のほうで職員を置いていろいろやろうという、異質のものがあそこには入り込んでしまったことにあるんじゃないかと思います。

松原 便利なものだから、行政がいろいろな面でのっけていこうとする傾向があるわけですね。

佐藤 学童保育の場合は、むしろ私たちが入れるべきだといって始めたのが、実は建て前と実際に大きなへだたりがあったということです。

松原 谷中でも似たことがあるんでございますか。

葦名 管理体制も違うのでしょうが、学童保育は子どもが家庭にいと 同じようにとの先生方の考えで、物の出し入れとか、場所とか、いろいろ決まりもあって、あるいはカリキュラムがあるのかどうか、そういうひどいことはありません。

松原 学童保育以外の子どもさんも、センターに遊びに来るといことはあるわけでしょう。全然別になっているわけですか。

葦名 はい。でもガラス戸越しにいくらでも行き来はできます。一応向こうは、お仕事としてそれを守っていらっしゃるという形なものですからね。お話し合いをもとうという声は出ておりますので、余地はあると思うんですけれども。

学童保育のことは、やはり縦割行政の弊害で、コミュニティとしては子

どもを地域全体の中で捉え、その中で学校教育、校外、と大人は考えてやらないと、小さい子どもの体が行政の縦割で分断されるという奇妙な現象になります。一つの差別ではないかと思ったりします。

7. 設計上の苦心

森村 計画段階から、住民の主体的な参加に基づくセンターづくりということで、実情はともかく、東の谷中、西の武蔵野、何となくそういういい方ができる面があるわけです。そのことについてちょっとうかがいたいんですが、私は専門は建築なんですが、建築家が家を建てますとき、施主に、どういう家に住みたいか、間取りはどうするか、最低限意見を聞きます。また、間取りだけではなくて、全体の表情、屋根、塀のデザインなどについても意見を聞いてやるわけです。ところが、できあがってみるといろいろ文句が出るものなんです。センターづくりの場合、とくに西久保なんかは相当議論をして間取りなどもほとんど地域の方がお決めになったわけでしょう。使ってみて何か問題は出ておりませんか。

松本 べつに出ておりませんが、畳の部屋が現在は2部屋しかありませんので、もっと欲しいという希望が出ています。

私どもとしては、けがのないようにということで重量鉄骨を使用して、ロビーや廊下に柱をなくし、広く使えるようにしております。狭いロビーを広く使おうというので、内部に柱を使ってはならんという条件を出し、役所では、また金がかかるな、ということでありましたけれども、「要望のものをつくる約束だから」といって、とうとうそれをつくらせました。また、佐藤先生からちょっとお話がありましたように、同じ面積でありな

がら、1,000世帯しか住んでいないという環境に、物置のようなものが見えてはまずいというので、スロープの中をえぐりまして、物置をつくり、水槽タンクもそこへ入れる。揚水ポンプもそこへ入れる。ガス・電気・水道等の計器類もそこへ入れるというやり方をとりまして、部屋の中には何もない。外部には小屋も建っていないという形にはなっております。

森村 あの設計は市の営繕でなさったんですね。設計事務所は使っておりませんね。

松本 使っておりません。私もだいぶ呼び出されて、ここのところはどうなんだ、いやこうだ、ああだというような説明をいたしまして、せっかく市民集会で決定した地元の声だから、このとおりのやれ、外部に出してはならん、ということでやったわけです。

森村 心意気は十分わかるんですけども、建物として見ると、ちょっと残念だなという感じがします。全体が重過ぎますし、やや閉鎖的ですね。その点、谷中のセンターのほうは平面計画も比較的うまく、前面道路との関係なども配慮されていると思います。——あれは浅草の設計事務所に頼んだのだそうですね。

葦名 役所のほうの指定だったらいいんです。青写真の段階で何回も書き直させまして、まあまあこちらの希望が生きているのではないかと感じております。

松原 どっちかという細長いんでしょう。

葦名 はい、個人参加の方で建築家がいらしたので、材料などはだいぶアドバイスしていただきました。お忙しいので常時出いただくことはできませんでしたが。

森村 谷中という地域と西久保では、町の性格が全然違いますから、それぞれの性格に合ったデザインといえるんだと思いますけれども、谷中のほうがセンターが町に開いていますよ。武蔵野のほうはお城みたいな感じがする。大階段で上がっていくでしょう。

松本 西久保の場合には近隣の要望で、窓は極力なくし、上から下が見られないようにしろというのがまず第1条件。コの字型面には素通しガラスは入れてはならないというので、素通しガラスは南面だけです。

松原 それは、加害者・被害者の問題があるからですね。

佐藤 そうです。逆に北町の場合には、南側を西久保みたいにゲートボールでも何でもできるようにオープンにしません。せっかくのスペースを、まん中より少し寄ったところに道路を置きなさい、おまけに築山を作って前から見えないようにしろ、という強い要望なのです。どこでもそれでまいっちゃうわけです。それから、ほかの地区のように2種住専地域に建てた場合でもやはり建物は10メートルに下げろ、壁ができちゃいけないというので、最後にはカマボコ型にしたり、窓が全然ないものにしろといわれ、これは、道路を広げて消防自動車はいれるようにすることによってやっと調整がついたというように、それぞれの地域でかなり違ってきます。

北町の場合は、オープンというか、建物がちょっと変わっていますね。あれはどこかに設計を出したんですね。

森村 谷中は、下町の典型とはいえないにしても、下町でしょう。下町と山の手では住まい方が全然違うから、センターの形も違ってきますでしょうね。

葦名 中で何かやっているのが見えて、思わず足が向いていくようにしたい、開かれたセンターを、ということが条件で、細長い建物は用地の関係です。

森村 大会議室があり、廊下があって、道路側は全部ガラスですね。あれは町の一角で会合をもっているような気分になりますね。

佐藤 2階建てですね。

松原 そうですね。直接2階にはいれるようになってますね。

葦名 それは学童保育のほうの入口なんです。

森村 学童の部屋の前に木造のアパートが2棟建っていますが、あの居住者とか家主さんから文句がこなかったですか。

葦名 向かい側の方が地主さんで、用地提供者ですから。

森村 あれが武蔵野だったら許されないかもしれませんね。あんなところにセンターをつくって子どもが毎日にぎやかに遊んでいたなら、空き室になってしまう、補償せよという話になる。

8. 施設管理の問題

松原 最後に話を管理問題に進めたいと思いますが、管理方式について佐藤先生は三つぐらいのタイプをおあげになったのですけれども、西久保の管理タイプは、佐藤先生のおっしゃった中の2番目、つまり、行政がつくって完全に住民管理に任せるタイプというふうに考えていいですか。

松本 そうです。西久保ばかりではございません。武蔵野市は、現在オープンしているところが7カ所と近く開設予定の2カ所がありますが、コミュニティ・センターは地元の要望があれば何カ所でも、借金してでもすぐつくり出すというのが行政側の態度でございます。ことしの春、関前地区に坪100万円で300坪、3億円で地所を買い、1億5,000万円で現在建築しておりますが、これが2階建てで、わずか700平米です。2階しか建てられぬのですよ。もっと土地が欲しいといったんですけれども、土地は3億で勘弁してくれ、もっと安く交渉してくれれば坪数をふやしましょうというのが行政側の意見なんです。

佐藤 管理方式という点からしますと、みなそれぞれ多様なんです。ごく簡単に申しますと、最初にできたあるセンターの場合には、役員が別に

おりますね。たしか市役所の退職された職員を入れていたんでしょとか、それをおふたり入れるという形でやりまして、それに対して——こういう形だと、偉くなっておやめになる方だから、なかなか動いていただけない面もあるわけです。そこで——西久保の場合は、役員が21名で、1日ふたりずつ、だれかが必ず顔を出しましょうということになっている。実際に管理の仕事に当たってくださる方は地区内から募集し、20何人が3カ月交代くらいで、しかも、朝・昼・晩の2名ずつ、これはパートタイムとしての費用を出すわけです。北町センターの場合は、役員の中に、自分たちもパートタイムの仕事もやりましょうという人が36名ぐらいいる。そのほかに、そういうことをやらない役員が10何名かおりますが、その36名の人交代で、朝・昼・晩、パートタイムとしての仕事をやる。小さい中町センターの場合には、当初から5人の人が毎日交代で行って、ここは場合によっては11時まで使えるようにしている。というのは、副会長の方が近所におりますからね。東の場合には、高齢者事業団にお願いしているんですが、ひとりしか置けないので、朝・昼・晩、高齢者事業団が交代でやっている。そういうように、予算のワケの中でそれぞれくふうして、どのような形でもいいということですね。

松原 行政が管理委員会に管理委託するわけですか。

佐藤 その地区のコミュニティ協議会に、全住民ということを一応仮定して管理委託するんです。

松原 長期利用ではなくて、管理委託ですね。

佐藤 長期利用はやりません。独占になりますから。

松本 境南と東町の場合、委員会と管理委員という2部組織なのはどうも弊害があるということで、こんど全部西久保方式に直しました。

松原 谷中はその場合どうなんですか。併設になってますね。児童館とか図書館とか福祉関係は専従職員がいるわけでしょう。

葦名 いえいえ、図書の出し入れと、児童室で子どもの遊びを見守るこ

とと、出入りをチェックしたりする受付、この三つの部門を実務担当といって住民がやっています。ですから管理といいましても、コミュニティ委員会が区長から実質的な組織と認められて、実務担当の方に契約をするということで、あとはみなお役所のほうの管理です。職員が3名いまして、あとは退職なさった校長さんと、もうひとり、これも退職職員の方だと思えますが、指導員として来ていらっしゃいます。

松原 そうすると、どの部屋をだれが使用したというようなことは、住民側で決めていくわけですか。

葦名 決めるというよりは受付業務でします。1カ月前に使用を申し入れられるわけです。

松原 佐藤先生、こういう場合は部分管理みたいなものですか。

佐藤 部分管理ですね。ですから、同じ建物の面積でも人件費は3倍近く要るでしょうね。

松原 行政がかなり管理費を払うわけでしょう。

佐藤 おそらく補助金をもらっているんだと思います。

松原 武蔵野の場合、ランニング・コストといいますが、日常かかる管理費はどうなっているんですかね。

佐藤 これはコミュニティ市民委員会で最初にずいぶん検討しまして、光熱水費とか清掃費は全部市で直接金を出すということになり、人件費を含めて、いま550万円きていますか。

松本 年間580万円と280万円と大小2口あります。市が直接支払っているのが、電気・ガス・水道・清掃・時間外警備。運営委員会が処理しているのが、消耗品とパートの人件費です。とにかく便所の紙からお茶から、一切がっさいを運営費でまかなっていく。年間のパート費が、こんど上げましたので400万円ちょっと。消耗品代が130万円程度です。西久保の場合、事務担当は地域外の人を使わないし、3カ月以上は使わない。なぜかといえば、コミュニティ・センターとは何ぞやということを知らしめるために

は、より多くの人に協力してもらうのがいい、と。

松原 市が直接出す分だけでなく、管理委員会が処理している経費はどうなっているんですか。

松本 運営委員会の口座に、市が補助金として振り込んでくるわけです。

松原 そうすると、全額、市が負担しているということですね。

松本 そういうことです。

佐藤 武蔵野は、全国で唯一、全市的には町内会がないところなんですよ。ですからそこから費用を出させることはできませんし、もう一つは、とにかく流動の激しいところですから、市でやってもらうよりしようがない。そのために、たとえば自動販売機のようなものを置いておけば、年間20万円なら20万円の費用は運営管理費に回せるじゃないか。逆に節約すれば、その分で買いたいものが買える。そういう形にもしたんです。580万円をいくらかでも節約することによって、何かが買える。それから寄付ですが、寄付をもらった場合、だれだれさんの寄付だと、名前が書かれますね。西久保の場合は、寄付を宣伝に使わせないということで、裏には書かなくても、表には出させない。役所ではできないような心づかいがなされていると思うんです。

松原 谷中の場合は住民負担はゼロですか。

葦名 コミュニティ委員会は委員が年間3,600円ずつ出しています。

松原 委員が出すというのはどういう意味合いなんですか。

葦名 委員会活動は自主的なものなんだから、自分たちが自分たちの会を運営するのに会費を出さないのはおかしいということです。

松原 委員は現在何名ですか。

葦名 43名です。そのうち2/3が男性、1/3が女性ですね。14町会の町会長さんは全部はいっていますし、中学・小学校・幼稚園のPTA会長、婦人団体グループとか青年たち。また、PTAでも、準備段階、建設段階、どの段階かに入っていた方で、任期が切れたら、経験者ということで個人

ではいるようにしています。

森村 いま婦人講座を開いていますね。りっぱな講師がズラッと並んでいて、たいへんおもしろそうなんです、あの経費は、公民館活動として役所の方でもつわけでしょ。

葦名 いろいろ苦勞のあるところで、経費は住民の婦人講座実行委員会と役所と半々です。実は、昔私たちの地域の先輩が、自分たちの婦人会館をつくらうということで紙屑を集めて売って貯めたお金がありまして、とても建設できる額ではなくて、長く銀行預金にしてありました。そしてそのお金の処分を思いあぐねておりましたもので、せっかく、会館に代わるセンターもできたことだから、地域に還元して婦人のために使ってはどうか、ということになりまして実行委員会をつくり実施したというわけなのです。けれど、できればコミュニティ委員会と区との3者共催にした方が、のちのちいろんな面でよいのではないかということで、委員会には名前を、役所には補助金をいただきました。コミュニティに関しては環境部が窓口でしたので、住民の企画・学習などという趣旨を話しまして補助金と共催の了承が得られました。あとは参加の方から資料代として500円いただきました。

佐藤 コミュニティ地区以外の方から参加の申し込みを受けたときはどうしますか。

葦名 500円いただいて――。

佐藤 台東区の方はいいわけですね。

葦名 はい。それと、谷中から移住してしまった方でなおグループの中に属している人が2、3人です。

松原 使用者が利用者負担をするのはどうなんですか。たとえば電気代とか光熱水費、あるいはいまのような教養的な講座みたいなものを開いた場合、武蔵野の場合はただですか。

松本 そうです。

森村 500何万円のワクの中で、ということでしょう。

佐藤 その場合に問題になるのは、むしろ西久保というのは便利だから、他地区からみんなくる。私が住んでいる関前も、現在建設中のセンターができるまでは皆さんよく利用しています。こちらができて1年目に私もが意識調査をやった結果では、ズバ抜けて他地区の利用が多いんですね。それは、無料だということが一つありますし、駅に近くて便利だということもあります。そうするとよその市町村からも来るわけで、そこに一つのむずかしい問題がある。私はよその市町村も大いに活用したらいいんじゃないかと思っていたんだけど、実際に管理している方からすると市民がひとりもいなくて、他地区の人がただで使っている。しかも申し込むときには、場合によっては武蔵野の人の名前を使ってサッと先に取ってしまって、ほかの人が使いたくても使えないというような、いろいろな問題があるらしい。交流という点からすれば、理論的にいえば当然いいのだけれども、無料であるということ一つ問題が出てくると、いまのような使われ方があるということ。ただ、役所のほうの立場からすると、光熱水費だの何だの実費を取るということは煩雑なんですね。その程度の費用はどうということではなくて、むしろないほうがいいくらいなんです。しかし、無料であるがために使われ方が雑になるということはある。その辺の兼ね合いがむずかしいんですが、武蔵野のようにあらゆることを無料にしてきちゃったようなところは、取れといってもなかなか取れないのではないか。ケース・バイ・ケースでしょうね。光熱水費ぐらいは取れるところと、ただでやれるところと両方ありましてね。それぞれ地区事情によって違うんじゃないかと思っていますけれども。

松本 武蔵野の場合には、労働組合などの組合組織には使わせない、個人企業・組織企業などの営利目的には使わせない、政治団体の場合は、公示された10日間なり20日間なりは使わせるが、それ以外は一切使わせないということにしております。

佐藤 西久保はとくにそうなんですけれども、中町は政治団体でも宗教

団体でもいいんですね。あそこは商店街の中にありますから。これはやはり使う側に問題があるので、へたすると、使っても使わなくても自分のところで全部取ってしまうとか、いろいろな弊害があったようです。私は、理論的には自由であっていいんじゃないかと思うんですが。

松原 谷中の場合はそのような規制があるのですか。

葦名 センター条例では使用料は無料ですけれども業界の集まりをもつとか、いま政治団体とおっしゃいましたけれども、明らかに地域選出の区議の方の講演会とか、その方々の集まりというようなときには有料でございます。

9. コミュニティ指導人材

松原 佐藤先生がもう一つ、管理にかかってお挙げになったのは、人材、人の問題ですね。さきほど西久保の場合をお聞きしましたら、21人の管理委員がおられて、交代で毎日必ず顔を出すということですが、そういったことを長期にわたって維持するのは、たいへんなことではありませんか。

松本 年1回以上、地域市民集会を開きまして、運営委員を選出し、大体毎年1/3は新人とかかわるようにしております。委員の選出方法は、1丁目は住民が少ないし世帯が少ないので5名、2丁目・3丁目は、世帯数も多い、人口も多いので8名ずつ、計21名の奇数で運営委員を選出する。私はほとんど1日おきなり2日おきなりに行っておりますけれども、あとの20名は2名1組でやる。そして、管理日報に、行った時点での状況を記入してくる。運営委員会は、定例でもっておりますので、その管理日報を定

例委員会の検討事項とする。こういうような方法をとっております。

松原 各地区から選出されてくる場合にどういうふうな形にするんですか。輪番で割り当てるとか――。

松本 そうです。1丁目は1丁目、2丁目は2丁目、3丁目は3丁目で、市民集会の時点で委員を選びなさい、と。

松原 なり手がなくて困るということはありませんか。

松本 いまのところそういうケースはありません。これはまったくのボランティアで、私はその点厳しくやっております。補助金ではお茶菓子一つ買いませんから。

佐藤 私の体験からしますと、境南とか西久保でコミュニティの活動が始まってからの市民会議への参加が非常にふえたんですね。全体としては少ないですよ。武蔵野だけではありません。これは私がここ10年間やってきた意識調査の中で、こと市政への市民参加ということで問う限り、せいぜい有権者の3%ぐらいの人しかいない。そういう点からしますと、この輪を拡大していくということは非常にむずかしい。それが、センターの活動が始まった地域からは参加者が多くなるのと、もう一つ、発言の内容が変わってくるんですね。

おもしろいなと思いましたが、それ以前の段階では、自分の問題をストレートに出してくるという形の発言しかないわけです。だから“ドブ板”といわれればそれまでなんですね。ところが、コミュニティ・センターの活動が始まって、明らかにコミュニティ・センターの地区から出てこられたと思われる方の発言は、もっと普遍化して出してくるわけです。他人との関係で、自分だけではありませんという形。あるいは問題提起、あるいは提言をしてくる。これは非常に顕著に感じます。私は第2次長期計画の策定委員長をやりましたが――最初は遠藤先生――第2次長期計画の調整委員会を51年にやっておりますけれども、その段階では、コミュニティ・センターの活動を通しての発言というものは、明らかに変わって

きている。人数も非常にふえました。いまのお話のようにローテーションを考えていくのは大事なことで、たった3%しかいない中では、全部入れたって3,000人でしょう。一つのコミュニティ・センターで、少しずつローテーションで動いていくということは非常にいいことだと思っております。

松原 谷中のほうはどうですか。ある特定の方に負担がかかってしまうということはありませんか。

葦名 出る方は大体決まりますし、訓練の場だというふうに考えて出ておられるとも思えませんしねえ。やる人はやるし、やらない人はやりませんし、やはり役職的な考え方があるんじゃないでしょうか。

松原 でも、それを通して新しいリーダーができていくということはあるのでしょうか。

葦名 そういう意味では、むしろセンターを利用している方やグループ活動など、センターで知り合った人たち、それに実務に携わっておられる住民の方々の中から生まれてくるのではないかという気がします。

佐藤 松本さんはあっさりおっしゃっていますけれども、実際はたいへんだと思いますよ。こちらとしても、そういう方針を市民委員会で出してお願いしましても、はたして皆さん、受けとめていただけるのかなと思っただんですが、おそらく、超人的な努力をおやりになっておられると思いますし、もっとドロドロしたことが、谷中と同じように、いろいろあると思うんですね。地区によって状況が違いますから、時間をかけているわけです。

コミュニティ・センターができて活動が始まると、すぐその先へ進むということは、西久保の場合も、簡単にやっているわけではないんです。役員をしておられる方たちも、先生、せっかくだからつくってくれたセンターだから、私たちが関古鳥を鳴かせてはたいへんだ、ぜひこういうことをやろう、ああいうことをやろう、というから、そんなに背伸びしたらくたびれてし

まうからおよしなさい、ほんとうにやりたいことをおやりになればいいのだと、絶えずブレーキをかけてきたんです。一方ではきちんとした何かをそれぞれおもちだろろうと思ひますし、他方では、絶えず何らかの不満を感じてやっておられる方もあるんじゃないでしょうか。

松本 そうですね。すべてのサークルが非常に活発に使うようになりまして、われわれとしては、サークルを一つにまとめてセンターとしての行事を行う。これをやりませんと、もう運動会の時期じゃないかとか、基の大会の時期じゃないか、民謡をやる時期ではないかと、利用者から催促されるわけですよ。運営委員会がセンター行事としてやらざるをえないように利用者から追い詰められているというのが実態です。

10. センター利用とサークルの形成

森村 西久保センターがオープンしてから4年、谷中は2年目でしたね。センターができたということで、センターの利用を通じて新しくできたサークルとかグループはありますか。

松本 身障者とか老人の、写真・絵・手芸といったものが活発になりましたね。それとゲートボールです。周りに700平米の広場がありますから、そこで練習をすることができる。西久保のゲートボールの選手は、全国大会に3組参加しました。西久保センターの管轄下では48名、武蔵野市では約300名の愛好者がおりますが、トップクラスは西久保センターから出ています。毎年、武蔵野市の大会をやっていますね。ゲートボールのリーダー格は西久保と。

しかも最高83歳の年配者がリーダーで張り切ってやっておられて、ゲー

トボールはいいものだとおっしゃるものだから、こっちもそれにつられて、それだったら用具の経費は大いに出そう、備品だ、というようなことで、管理・運営費の中から買っています。1セット3万5,000円しますからね。3年前から始めて、いままでに7組買いました。

あとは、子どもたちを集めて交通安全教室をやっています。約300名ぐらい集まります。それと、年1回やる行事として、新入学児童の安全教室を開く。映画を見せて、道路の安全な渡り方、正しい自転車の乗り方を教えます。春休み前・夏休み前・冬休み前には、必ず子どもたちを集めて、非行防止対策の一環としてのセンター行事もやっています。

森村 谷中のほうはどうですか。

葦名 委員会活動が活発でないので、行事的にはまだ固まっておられません。お年寄りが入浴の楽しみの機会でお仲間ができたり、成人学校が終了したあとのグループが趣味の集まりをもったり、調理室を使っての手作りパンのグループができましたが、今のところ、それまでであった既成のグループが盛んに利用して、お仲間をふやしているといったところでしょうか。

松原 利用される方としては、高齢者の方・子どもさん・主婦といった、昼間、地元にいる時間の長い方が中心であることはたしかですね。

葦名 そうですね。でも、コーラスグループは夜ありますし、青年も夜がどうしても多いようです。婦人講座を開いて30代、40代の方の参加が多うございましたが、主婦で職業（家業、自営は勿論、パートが多い）をもつ方も多いので、夜の講座を望まれる方が意外に多くありました。しかし、9時閉館ではちょっと時間不足なのです。

PTAの何なにの集まりとか、ある時は、小学校や中学校のクラス会をやっていました。残念なのは、中学・高校生を抱えこめなかったことですね。

松原 お祭りなどを通して、そういう青年層をだんだん吸収してくるこ

とは可能なんじゃないでしょうか。

葦名 お祭りは子どものほうが、どちらかというと対象になりますので。青年たちも初めはよく参加していたのですが、勤めがあったり、仕事があったりしてなかなか出られなくなりましてね。でも音楽のようなものには活発に利用しておりますし、もともと場所がなかったものですから、既成の団体やグループとしては、やっぱりできてよかったというところだと思います。

松原 これからというところですね。

佐藤 管理・運営という点で考えてみますと、私どもが頭の中で考えていた問題と違う状況がたくさん出てきますね。それに対してどう考えていったらいいかということがある。たとえば、パブのようなものはすばらしいからどこかでやっていただきたいと思って始まったわけです。松本さんのところは、酒なんか飲むといかんということだった。——酒量をワンカップ程度に制限するなど、よくなりましたが——。ところが、パブをやってみて、初めはもの珍しいから皆さん来ますけれども、だんだん利用されなくなる。松本さんのところは便利だから、あそこにできれば盛況なのかもしれないけれども、北町のように住宅地の奥へは行ってしまうと、そういう形の利用のされ方は出てこない。これあたりは、われわれの頭の中で考えていたようなわけにはいかない。

あるいはまた、長期独占使用の問題がそうです。これはある決まった曜日は塾みたいなものに完全に占領されてしまうおそれがある。サークルの方としては、そういう日が決まっていなくて自分たちのサークルが育たないということで、絶えず対立があるわけです。私どもは、翌週も同じ部屋を使う場合は、ほかに使いたい人があればそちらを優先させなければいけない、空いていれば使ってよろしい、ということをやっておりますが、その辺の問題も一つあります。

そんなことを拾っていきますと、たとえば休館日ですが、報告書の中に

ありますけれども、あるセンターの場合は年中無休でやっている。正月も休まないとなると、それだけの費用を組まなければいけないではないかということになる。また、清掃もしなくてはならないし、維持管理していくためにセンターそのものをどうしても毎週一日休まなければいけない。ところが一方は、それはいかん、年中無休だといってがんばる。

そういうことが研究連絡会のような場にかかっているのですが、武蔵野市の場合は、さきほどお話ししましたように「コミュニティ市民委員会」という形になっていて、これを2期やりました。だけれども私は、市民委員会のような形ではなくて、活動しておられる方たちが自主的にあくまでも情報連絡して、お互いに知恵を出し合おうではないか、ただしその場合は各センターからの出席者は複数のほうがいい、ひとりでは多様な意見が出てこないから、ということで複数でやっていただいています。さらに、これからつくろうとしているところ、現につくっているところに出てくる問題も全部やっているわけです。ですから、関前なんかもずいぶん知恵を出しましたよね。さっき、7カ所といいましたけれども、そうではなくて、いろいろ知恵を授けてもらいにもくる。ただし、それがあまりコントロールするようになってはいけません。

これで4カ月ももめたり、たいへんな騒ぎなんです。それぞれリーダーは、背負って立ってきている人たちですから、簡単には譲りませんし、自分がいいと思っていたことをほかからケチをつけられれば、何を！ということになってしまう。しかし、それでもいつかまた修復されて、皆さんで知恵を出し合っていく。私は、かりにそういうときに大ゲンカになっても、つねにそれが復元し、話し合いで前進していけるという、そういうことが出てきただけでも、コミュニティというのはよかったんじゃないかと思っているんです。

松原 私も、研究会のメンバーとしていくつかのモデル・コミュニティ地区を歩いているうちに、嗅覚みたいなもので、いいコミュニティ、悪い

コミュニティがわかるようになってきたんですね。最初から自治会・町内会のようなものを基盤にして、役員組織だけつくってしまい、さてこれから何をしようか、というようなところは大体だめですね。いまのお話のように、個人も含めていろいろな人がワイワイガヤガヤやって、やっとセンターをつくったというようなところのほうがはるかにいいみたいです。

佐藤 武蔵野の場合——谷中のお話でもそうでしたが——長いところは3年ぐらひかけていますね。設計ができて上がるまでに相当意見を出し合っている。しかも、人と反対のことをいう人も必ずいるし、いろいろあると思うんですよ。

松原 住民の側に、行政をチェックして時間をかけてもつくるという姿勢があればいいんですね。ところが行政のほうは、モデル地区にでもすれば、予算のワクがあるからなるべく早くつくれというので、上からワクをはめてくるということになるわけです。

そこで、いまのようなことを含めましてもう一言ずつ、全国各地にこれからコミュニティ・センターをつくろうというところがたくさんあると思うし、あるいはコミュニティ・センターづくりの行政を進めようというところもたくさんおありになるだろうと思いますので、そういったところに対して、提言なりご助言なりをしていただいで締めくくりにしたいと思います。

森村 ひとつには時間をかけてじっくり議論をして、やりたいものやってみる。利用のルールにしても、建物にしても使ってみて問題があったら直せばいい。そういうふうに、もう少し気楽に考えていいんじゃないかという気がするんです。公共の施設というのは、一度つくってしまうとなかなか手直ししないでしょう。個人の住宅なら、長い時間の中で見ると相当こまごまと改造をやっていますし、家族が育っていく過程で、部屋の住みかえとか、いろいろやりますよ。お互いの意見を出し合って、おれはこの部屋を取るんだといって、やったりしますでしょう。そういう気楽な感

じでやっていいんじゃないかと思うんですけどもね。

それともう一つ。従来の特定の年齢層を対象とする単独施設に対して、さまざまな年齢層のひとびとがロビーや会議室を共有したり、スペースを融通し合って利用する複合施設づくりが、コミュニティ・センターづくりをきっかけに始められたということを大切に考えたいと思います。用地不足への対応といった消極的意味ではなく複合施設が本当にいいのだということは、まだはっきりとはいきれない面もありますが、その評価も含めて、育ててみる問題だと思うのです。

松本 森村先生のおっしゃるとおりで、ぼくはつねに思うんですよ。西久保のセンターの場合、これが役所管理であったならば4,000万円はかかるだろう、と。いま580万円で管理・運営している。それと、役所が直接払うのが約800万円。合計1,350万円程度で1,400平米を管理・運営しておるんだから、その余剰金を蓄積しておきなさい、そして地域の要望があった時点でその金で改造しろ、それでなかったら役所で管理してみなさい、ということなんですよ。西久保と同じ1,400平米ある武蔵野福祉センターが、年間約4,000万円かかっている。それが1,300万円で一切がっさいできているんだ、そういう点が一つ。

それから、コミュニティ・センターというものは、命令されてつくるべきものではない。地域で盛り上がってつくったものでなければ、まったく宝の持ち腐れになるのではないかと思う。現在、武蔵野市には既設の7カ所と準備中の2カ所、計9カ所あるが、これは、うちの方でもつくらなければ損だ、われわれもみんなで話し合っつつくろうじゃないかという形ででき上がってきた。ですから非常な急ピッチで、わずか2年間程度でオープンしている。佐藤先生と市民会議をもっておりました時点で発足した本町地区もやはり、つくらなければ損だ、これではいけないということで、2年たってやっと目覚めて、初めて建設委員会が発足したという経緯もございます。

森村 つくらなければ損だという地域が出てきたという話があってそれはそれでいいことだと思いますが、一律土地面積、建物面積という基準がある程度うたわれているでしょう。というのは、西久保に私がうかがったとき、行った時間帯が悪かったのかもしれませんが、利用実績を見ますと、平均1日500人ぐらいですよ。500人の利用で、あの建物規模が適切であったかどうか。武蔵野みたいに豊かな町では大きなものをつくってもいいと思うんですけども。たとえば増築を計算に入れて、最初はもう少し小さいものをつくり、徐々にふくらませていくというような対応があってもいいんじゃないかという気がします。

佐藤 松本さんも、管理という観点からすると、あれは少し大き過ぎるくらいだとおっしゃっているんですよ。その点は、たしかにそうなんです。ただ、役所というところは、いったんつくってしまうと、あとなかなかやってくれませんからね。皆さんの要望を入れると、大型センターの場合で土地が600坪ぐらい——実際は五百数十坪——と、その上に乗るものぐら이다。しかし、とても用地が取得できないようなところは、もっと小さくて、散在型でいい。中町の場合などは、中町に一つあって、市役所跡にできて、またこっちにもう一つできるわけで、同じところに三つという形になりますね。一方が少し大きいとすれば、大きいところで小さいところのやれないことをやったりして、相互補完的にやらざるをえない。同じものを三つつくるというのではなくて、ですね。そんなことになるかもしれません。地域の方たちの知恵ですね。

11. 残された問題

松原 谷中の方は、2年間おやりになった経験から、他の地域の人たちに対して何か一言お願いいたします。

葦名 私ども、やはりお役所の方からきましたから、建設段階でも、議会のことがあるからというので、時間的制約があって決めなければならないということがありました。将来にかけて地域を再編成し、ほんとうの意味のコミュニティづくりをしていくんだとすれば、どうしても準備期間がもう少しいるのではないか。実際問題として、建物を建てるまでは、具体的に青写真に盛りこむので、すごく熱意がありますが、建ててしまって施設の内面的な活動の中身になると、少々力が抜けてしまうところがあります。自分たちの住んでいる地域は、頭の中で思っているものと、今とは違っていて、住民層もこんなふうに変ってきているとか、よく現在の地域を見直した上で先を見つつ、「コミュニティとは?」「コミュニティづくりは?」と心に問いつつ、常にかかわりの中でお互いにあたためていくことが大事ではないかと思われまます。

それから、つくりだしていくのもやはり人間でございますから、人と人が1対1の間柄で接して相手の話を聞く心持が大事だと思います。会議にしてもその時決まれば事足れりというのではなく、会合から会合へかけての働きが大事ですから、リーダーはメッセンジャー的な気持をもって情報や事柄の理解などを委員が共有し展開していけるように努めることが大切でしょう。そのためにも、会議や仕事をした時も手続き・始末をきちんとし、記録はとっておくべきです。それから委員の心掛けとして、表面に出

てこない多くの地域住民の方たちが、どう感じ、何と見ていらっしゃるかを自らの心の尺度にしませんと、委員たちだけがやっているような錯覚をもったり忘れてたりして、単に事を処理するだけで終わってしまいがちです。

また、最も大事なことは教育だなということを痛切に感じています。市民の自治とか自立とか、市民の意識とかいわれましても、学校教育の場でも、社会教育の場でも、そういうことは教えられなかったとっていいのじゃないかと思います。それが無い段階で、各自がそれぞれの人生の物差しで立ち向かった時はどうしようもなくなるわけですね。そういう意味で準備期間というものがあるのではないかと思うのです。

また、住民参加となりますと、えてして住民に対する教育ということがいわれますが、住民参加でやる経験は行政も初めてのことなものですから、職員教育が同時に行われるべきではないか。たとえば、こういう会合に職員もどうぞいらしてください、と交流・理解の意味で申し上げたら、そういうことなら、庁内紙に流しましょう、とか、いろいろいっていただけましたが、それだけで終わりました。長い準備・建設の期間中、職員の担当者がかかる場合も、前任者はよく伝えてほしいと思いましたが、関係の課がそろって出席した時も所管別の応答で終わり、行政機構の中での横の関係にもコミュニティづくりの一線が生きてほしいと思いました。そして、「これこそ自分の分野だ!」と自己の職務の使命感から駆けつけてくるような職員がいてもいいとも思うんですが。コミュニティづくりはお互いの対応の中で生まれてくるものですし、共に人間の考え方を変えていくことですから、教育がいちばん大事だなというふうには私は思ったわけです。いろいろな役職をもった、いろいろな立場の方がいらしていますし、議員もオブザーバーという形でかかわっていらっしゃいます。それぞれがかかわっている中で、その立場でやるべきこと、できることをしていただかないと活力が出てまいりません。たとえば、有リン合成洗剤使用中止の問題で東京都の方から公共施設への自粛要請があったときに、センター内での使

用ということもあって議員の方にお話しいたしましたが、単に聞きおくだけで、ご自分からの報告はありませんでした。

松原 武蔵野市のように、議員さんも入れて指導するぐらいの力をもっていたくようになればと思います。

佐藤 こういうコミュニティ行政をやって、とくにセンターの管理を住民参加でやるとなると、行政全体に与えるインパクト（衝撃）が非常に重要だろうと思います、それが一つのねらいでもあるわけですから。たとえば、全市町村的な展望をもつ施策を、優先順位をきちんと確定してやっていくとか、あわせて、逆に住民のほうにも、自分のところよりもっと切実なところがあれば、そっちが先なのだということが考えられるような、はっきりした情報なり計画なりをきちんと出していかなければならないということが一つ出てきます。もう一つは、有力者だけがこれを管理・運営するのではないといういろいろな保証をしていかなければならない。そのために、私たちは、広報紙の改革を並行してやりました。4ページになっていて、第4面は市民のページということで、その一つに、「コミュニティの動き」というものを、いままも続けて出しておりますが、スペースが足りないくらいなんです。要するに、オープンでやる会合は、そこに出さないと開けないようになっていきます。こういうような配慮は大事だろうと思います。

もう一つは、こういうコミュニティ・センターをつくれば、当然に条例をつくらなければいけない。その条例は、いろいろくふうして、ほんとうに住民管理にふさわしいものでなければならぬわけで、住民の知恵も借りながら、いままでの役所のスタイルを根本的に変えていくような条例づくりを、たとえば武蔵野市の場合は、3カ月ぐらいかけて松本さんたちとやりました。話が前後しますが、私たち市民委員会は、2度目のときは11の地区からひとりずつ出していたわけですが、われわれは自分たちの地区の代表でもなければ、老人なり青少年の階層を代表するものでもない、声は

どんどん出しましょう、しかし、決めるときは全体の立場で判断していこう、ということを申し合わせました。やはり役所の方でも、そういうことを踏まえなければいけないだろうということです。

さらに、細かい点になりますが予算の出し方一つをとっても、これは安上がりでやろうということではないと思うんです。住民管理というのはそういう意味で大事なねらいがたくさんあるわけですね。たとえば西久保なんかでも、ここで管理しているときに、最初は使い残した金があった。それは使わなかったんだから引き上げてしまおうという発想に対して、委託した以上、それだけ苦勞して皆さんで節約したのだから、その年度で使ってしまったというのはおかしい、プールしておいて、基金としてもっと大きなものを買いたいとか、小さい手直しが必要だというなら使えるようにするとか、予算の使い方そのものを変えていくというように、いろいろなところに波及してきますね。

つまり、コミュニティ・センターの管理を通して、役所が長いことなれてきた仕事のやり方に対して、住民本位のやり方をとらざるをえなくなるようなきっかけ、これはいま草名さんがいわれたような、住民と行政との関係の中で非常に大事なものになるのではないかと。市町村としては、その辺のところを心してかかっているといかないと思うんです。

12. お わ り に

松原 どうもありがとうございました。

私があらためてまとめる必要もないかと思いますが、佐藤先生が最初にいわれましたように、コミュニティ・センターを行政が施策として

つくる方向に進めるということは、行政としてはミニマムであると同時にマキシマムであるというお話がございまして、コミュニティ・センターづくりの方向に行政が施策をもっていくということは、全国どこの地域でも不可欠の事柄だというふうに私も思うわけですが、しかしそれは、計画の段階から管理・運営に至るまで住民が責任をもてるようなつくり方をすることがあくまでも前提であり、それは単にコミュニティ・センターという施設をつくることではなく、それを通して、住民が自治能力のようなものをもつ。それだけではなくて、行政それ自体に働きかけ、行政それ自体を変えるぐらいの力をもつ場として機能していかなければいけないだろう、そしてそれは、武蔵野市の場合もちろんそうですし、谷中の場合でも、草名さんがおっしゃったように、行政それ自体のものの考え方、行政担当者のものの考え方、あるいは議員さんのものの考え方まで変えていく一つの手がかりになるだろうというふうに感じた次第です。

きょうは長時間にわたりましてコミュニティ・センターの評価をめぐって議論していただきまして、たいへん内容の充実した話になったと思います。うまくまとまったかどうかわかりませんが、これで終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(昭55.10.24開催)

付 録 (ア)

西久保コミュニティセンター 管理運営協議会会則

(名 称)

第1条 本会は西久保コミュニティセンター管理運営協議会と称し、事務所を西久保コミュニティセンター内に置く。

(構 成)

第2条 本会は西久保地区住民をもって構成する。

(目的及び事業)

第3条 本会は市民自治の精神に則り、西久保コミュニティセンターにおける住民相互の交流と活動を通じて、新しいふるさと武蔵野市の豊かな町づくりを進めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 西久保コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
2. その他、本会の目的達成に必要な事業。

(組織及び運営)

第5条 本会はその運営のため、次の委員をもって組織する運営委員会をおく。

運営委員会は市民会議において選出される21名(西久保1丁目5名、2丁目8名、3丁目8名)によって構成される。

第6条 運営委員会は委員の互選により、次の役員及び監事をおく。

委員長 1名、副委員長 3名、会計 1名、監事 2名。

第7条 役員及び委員は次の職務を担当する。

1. 委員長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務

を代行する。

- 委員は本会の定める方針及び市民会議の決定にもとづき、西久保コミュニティセンターの管理運営を担当する。
- 会計は会計事務を担当する。
- 監事は事業及び会計の監査をする。

第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

欠員補充により就任した委員の任期は前者の残任期間とする。

第9条 本会に相談役をおくことができる。相談役は運営委員会の求めに応じ助言できる。

(会議)

第10条 本会の会議は市民会議、委員会、役員会とし、次の通り招集する。

- 市民会議総会及び臨時総会は毎年1回以上委員長が招集する。
- 委員会、役員会は必要に応じ適宜委員長が招集する。

第11条 市民会議は次の事項を審議する。

- 事業報告及び事業計画。
- 会計報告、予算に関すること。
- 監査報告。
- 委員の選出。
- 会則に関すること。
- その他提案された事項。

2. 委員会は次の事項を審議する。

- 市民会議に提案すべき事項。
- 役員会から提案された事項。
- 役員会に委任すべき事項。
- その他管理、運営に関する必要な事項。

3. 役員会は次の事項を審議する。

- 委員会に提案すべき事項。

(2) 委員会から委任された事項。

第12条 議事は出席者の過半数をもって決める。

第13条 本会に、その運営のため部会をおく。

第14条 本会にその事務を処理するため事務担当をおく。

(会計)

第15条 本会の経費は、武蔵野市補助金をもって当てる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

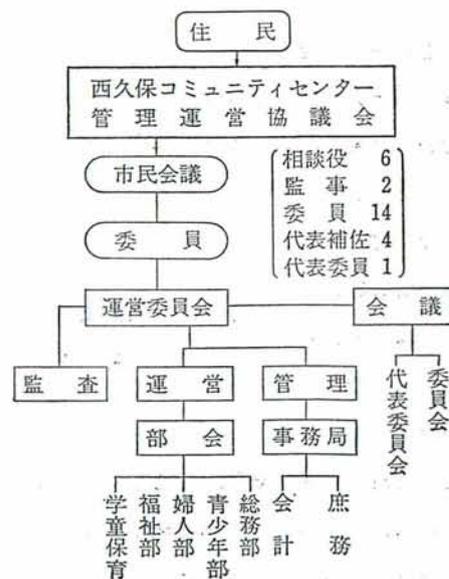
(その他)

第17条 部会の設置運営に関し、必要な事項は別に定める。

第18条 本会則の変更は市民会議の議決による。

付 則

本会則は武蔵野市と西久保コミュニティセンター管理運営協議会との間にかかわる委託契約の締結日から施行する。(55年4月19日一部改訂)



西久保コミュニティセンター 使用のきまり

(昭和55年4月1日)

1. センター利用について

お互いに仲よく、ゆずりあいの精神をもち、防災に心がけ、秩序を守り、施設及び環境を大切にすること。

利用できる者は、原則として武蔵野市民に限る。

2. 利用できる時間

午前9時から午後9時まで。ただし運営委員会（以下委員会という）が認めた場合は10時まで。

午後5時以降の利用は地階、1階とし、2階の利用は委員会で認めた場合以外利用できない。

3. 休館日

- (1) 毎週月曜日を休館日とする。
- (2) 年末、年始、12月29日より1月5日まで休館。
- (3) 施設、設備等の点検のため、臨時休館する場合もある。その場合は事前にセンター受付前に掲示する。

4. 団体の場合の使用時間区分

- (1) 午前9時～午後12時30分。時間帯の連続使用は、当日空いている。
- (2) 午後1時～午後4時30分。場合に限り認める。
- (3) 午後5時～午後8時30分。

5. 団体使用の手続き

- (1) 使用責任者が直接センター受付にて備えつけの申込書に記入の上申し込む。使用の承認は原則として申込順とする。
- (2) 電話による申込み、取消しは受け付けない。

(3) 使用申込みは、西久保住民は3ヶ月前から、他地区住民は2ヶ月前からできる。

(4) 使用承認の際、承諾書を受取り、使用時又は取消しの際に受付へ提出すること。

(5) 使用承諾後、管理及び運営上、やむを得ない場合は、日時の変更又は、取消し等変更することができる。

(6) 定例的使用の場合は、月2回は認める。

(7) 使用者は窓口で、来館者名簿に記入の上入館する。

(8) 使用承認、変更等は委員会が決定する。

6. 一般の使用

一般の利用者は、窓口で、来館者名簿に記入の上入館する。

使用時間は、団体使用区分に準ずる。

7. 災害特例の場合及び告別式は委員長長の判断で認める場合もある。

8. 注意事項（守らない場合、以後の使用を禁止することもある）

- (1) 使用時間の厳守。
- (2) 他の使用者に迷惑をかけること。
- (3) 使用後は備品、器具はもとに戻し、タバコの吸いがらの後始末、湯沸器、調理台等のガスの止栓をすること。
- (4) 使用後は清掃し、出たゴミ類は利用者が必ず持ち帰ること。
- (5) 設備、器具等をキ損した時は実費弁償すること。

9. 禁止事項（違反した場合は以後の使用を禁止する）

- (1) アルコール類の持込み（委員会の認めた場合を除く）。
- (2) 公益、風俗、秩序、環境を乱す行為。
- (3) 営利を目的とした場合及び販売行為（委員会の認めた場合を除く）。
- (4) センターの出入りは徒歩又は自転車とし、自動車、オートバイ等の乗入れは認めない。

但し、身体障害者の自動車乗入れに限り認める。

(5) 委員会が不相当と認めた場合。

10. その他

(1) 善意による寄付は申受ける。

(2) 上記に定めのない事項はその都度、委員会が決定する。

付 録 (ウ)

谷中コミュニティセンター建設年表と
会議の主な活動

年月日	項 目	内 容
51. 7. 2	用地取得	谷中5丁目6番の土地(1,739,17㎡)を取得。
51. 12. 14	住民説明会開催 民主的運営を望む、情報会議録の公開、緑の保存、日照権公害に配慮、PR方法検討、育成室・老人館の考え方修正、コミュニティの勉強会、準備委員メンバー27名の推せん、委員会は世話人的役割、住民主体・区は白紙でのぞむ、町会早期建設を要望	コミュニティ・センター建設に住民の意見・要望を反映させるための住民側窓口として協議会をつくり、行政と住民が協力して進めることを確認。
52. 2. 5	住民懇談会開催	協議会を設立するための準備委員会をつくり、規約、組織、構成員等について検討していくことを決定。
52. 2. 27	他地区のコミュニティ・センター見学	区のパスにより、武蔵野市立西久保コミュニティ・センターを見学。
52. 3. 23	(仮称)谷中コミュニティ・センター建設協議会準備委員会発足 アンケート調査を行うことの検討、4館併設への疑問、勉強会・研究会の必要性、3部会の設置(ちらし・ポスターによる広報活動の展開)	準備委員会委員選出。住民が主体となり原則として毎週木曜日に会議を開き議長もちまわり制・会議は公開することになり、行政側は、情報提供者として参加することになる。 委員会の代表および決定機構の明確化要望、議員・オブザーバー毎回30~40名参加、PTAによるアンケート実施、委員より提案・メモ多く出る
52. 6. 9	中間報告会開催	準備委員会が行ってきたことが承認さ

	センター建設の目的・住民の総意とは、近隣住民より直接被害の質問・これまでの活動の承認	れ、今後も協議会設立のための話し合いを続けることを確認。
52. 8. 4	(仮称) 谷中コミュニティ・センター建設協議会発足	町会代表11名、PTA 5名、社会教育10名、青少年委員、社会教育委員 3名、老人会 2名、個人11名、規約ヒナ型提示・起草委員 6名など小グループ別の話し合いはじまる(母親・婦人会・個人)。 ・グループ別会議による要望提示・建物(規模・工法・階数)に関する質問 ・他の地域の施設との関連づけ ・老人館内風呂についての討議(委員・浴場組合・老人グループ等) ・児童館育成室について学校内に残すこと希望 ・町会より大広間・広い会議室(集会)の要望 ・若い層によるロビー・音楽室の要望 ・北側住民日照権確保の要望 ・屋上を子どものために利用 ・計画案の検討 ・広報活動継続・プロジェクトチームの結成 ・規約代表世話人の決定・役割の検討 ・議員・研究グループを相談役とする
52. 10. 20	コミュニティ・センターの基本構想図面できる	行政側及び設計事務所、協議会と協議して作成
52. 10. 28	近隣住民との話し合い	基本構想図面(案)について近隣住民に説明し、近隣住民と協議する(区側と代表世話人による)。
52. 11. 24	基本構想図面について近隣住民と合意	コミュニティ・センターの階層は、3階建案より2階建とし、日照について工夫していくことで基本的合意を得る。
52. 11.	基本構想図面を議会が了承	各常任委員会ごとに、コミュニティ・センター建設に係る経過を報告し、あわせて、センターの基本構想図面(案)の説

		明を行い了承を得る。 ・住民大会開催決定 ・建設上必要な資料提出 ・基本設計に設計事務所選定 ・各関係部局職員出席、建設プロセスに関し委員からの私案提出 ・設計図(主に平面図)提出代表世話人の役割等に関しサークル案提示 ・婦人団体アンケート調査・図書館・児童館中心の見学会 ・研究グループ住宅調査アンケート実施 その他
52. 12. 23	住民報告会開催	建設協議会の経過及び基本構想図面(案)について住民の了承を得る。
53. 3. 29	コミュニティ・センター建設工事費の予算化	昭和53年 3月議会において、総額 3億 2,332万円が議決される。
53. 4. 21	基本設計図面を議会が了承の間	コミュニティ・センターの基本設計図(案)について各常任委員会へ報告し了承を得る。 ・基本設計の承認と手直し 管理運営の検討・実施計画決定、工事開始 ・設計図細部についての要望、防音等図書館のあり方について ・協議会記録の見直し・整理を区に要望、工事の開始と進行について ・浴場組合との話し合い(風呂は週3回、正午より3時30分までの時間制限) ・建設協議会の継続を了承 ・育成室(学童保育)センター内設置決定 ・展開・仕上げを設計事務所にて検討 ・備品・図書選定委員会設置

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計事務所の決定 ・実施設計は区に一任を要望 ・設備・工法・工事の説明 ・管理運営の継続検討 ・組織運営の方法・組織関係図の提示 ・協議会メンバーへアンケート 	
53. 6. 29	工事契約案件議決	昭和53年 6 月議会において議決。
53. 6. 20	工事説明会開催	工事日程及び工事用車両の通行順路等。
53. 7. 1	工事に着工	
53. 9. 28	コミュニティ・センターの管理運営について、議会の了承を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の全責任は行政が負う。 ・管理運営の一部を住民組織に委託する。 ・管理運営に参加する住民は、ボランティア含みとする。 ・行政サービスの低下につながらないよう最大の努力を払う。 <p>以上の他、モデルとして試行的に実施するものであるので逐次改善していくことを説明し、議会の了承を得る。</p>
53. 9. 7	第25回建設協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の検討 ・日曜祭日の開館要望 ・成人学級の検討 ・コミュニティ祭開催など議会関係を明らかにしてほしい 	コミュニティ・センターの管理運営について協議会の了承を得る。コミュニティ・センターの管理運営の実務に参加する人々を、建設協議会で公募（谷中地域住民に限る）することとなる。60名が応募。
53. 11. 30	第27回建設協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営委員会を設置し、協議会との交互開催（注）管理運営委員会メンバーは協議会と共通 ・規約起草委員会の設立 ・規約策定 ・日曜祭日コミュニティ委 	4月以降誕生する谷中コミュニティ委員会の規約が起草委員会（委員長 古賀平太郎氏）から提案され審議する。

	<ul style="list-style-type: none"> 員会委託にて一部開館 ・落成行事の検討実行委員会 ・センター名称の議会による決定 	
53. 12. 15	谷中コミュニティセンター条例制定	昭和53年11月議会で可決制定。
	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に関する婦人の学習会 ・藤沢コミュニティ見学会（伊東区施設宿泊） 	
54. 4. 1	谷中コミュニティ委員会発足	建設協議会は、谷中コミュニティ委員会の規約を制定し解散する。

【注】本表は行政作成による建設年表に同センター建設研究グループが“計画過程への住民参加”のテーマで研究報告されたものを本誌座談会出席の葦名須和子氏が各該当欄に太字で挿入したものです。

- ・群馬大学助教授 林 知子氏
- ・地域生活研究家 若杉 幸子氏
- ・東京大学大学院 上野真城子氏

編集委員

青井 和夫 白石 清
並木 正吉 日笠 端
前田 和甫 松原 治郎
宮坂 忠夫 森村 道美
湯沢 雍彦

頒価 200円

地域社会研究所刊行物 No. 84

コミュニティ 61 コミュニティ・センターの評価

昭和56年3月25日 発行

発行 財団法人 地域社会研究所
〒100 東京都千代田区有楽町1-13-1
第一生命館
電話 03(216)1211(大代表)
振替 東京 4-137404

取扱 株式会社 国勢社
〒141 東京都品川区西五反田2-19-3
五反田第一生命ビル
電話 03(492)5878 振替 東京 2-376

印刷 大日本印刷株式会社

落丁・乱丁があればおとりかえします

地域社会研究所について

この財団法人は、近代かつ民主的な地域社会（コミュニティ）の発展に寄与する目的で、第一生命保険相互会社が剰余金の一部をさいて基金を提供して、昭和38年10月10日に設立されました。

その事業としては、

1. 近代的市民意識で裏づけられた地域社会観念の確立についての調査研究
2. 近代的地域社会観念の開発と普及
3. 近代的地域社会を形成する各分野の調査研究
4. 前記の諸事業についての実験と指導
5. 地域社会についての書籍、パンフレットの刊行

などを行ないます。

これらは、いずれも人間生活の全般にわたる大きな問題で、たいへんむずかしい問題でありますので、研究所の組織は、広く各分野にわたる権威者の方々をもって構成されております。

今後事業の成果により、わが国の地域社会における産業、文化、教育、福祉厚生、建設、自治などの面の諸問題がしだいに解明され、いささかなりとも、新しい日本の社会の実現と発展に役立つことを念願する次第であります。

なお、この研究所の顧問ならびに役員は、つぎのとおりであります。

顧問（五十音順・敬称略）

東畑 精一 農学博士・学士院会員

理事長

矢野 一郎 第一生命相談役

常務理事

白石 清 第一生命監査役

理事

青井 和夫	津田塾大学教授
磯村 英一	文学博士・東洋大学学長
氏家 寿子	日本女子大学名誉教授
勝沼 晴雄	医学博士・東京大学名誉教授
高山 英華	工学博士・東京大学名誉教授
並木 正吉	農政研究センター理事
日笠 端	工学博士・東京大学教授
福武 直	文学博士・東京大学名誉教授
松原 治郎	東京大学教授
宮坂 忠夫	医学博士・東京大学教授
矢田 恒久	第一生命取締役相談役
山口 正義	医学博士・結核予防会理事長
湯沢 雅彦	お茶の水女子大学教授

監事

村勢楠太郎 第一生命常務取締役

評議員

東 俊郎	医学博士・順天堂大学教授
田辺 定義	東京市政調査会顧問
塚本 亮一	第一生命取締役会長
内藤寿七郎	医学博士・愛育病院名誉院長
中根 千枝	東京大学教授
西尾 信一	第一生命取締役副社長
前田 和甫	医学博士・東京大学教授
森村 道美	東京大学助教授

出版案内

購読ご希望のかたは、誌代を直接郵便振替（東京4-137404番、財団法人地域社会研究所）でご送金ください。また、継続して購読されるかたは1年分をまとめてご送金されるとご便利です。（送料実費）

コミュニティ

A5判・年間4冊発行予定 頒価200円

既刊

- 第1号 コミュニティのあり方
- 第2号 新しい農村生活
- 第3号 地域社会と婦人
- 第4号 都市生活とコミュニティ
- 第5号 家庭のしつけとコミュニティ
- 第6号 老人問題とコミュニティ
- 第7号 コミュニティと青少年
- 第8号 日本人のつきあい
- 第9号 家族と親族
- 第10号 健全な子どもの育成
- 第11号 今日の教育を考える
- 第12号 レクリエーションとスポーツ
- 第13号 健康なまち
- 第14号 交通安全とコミュニティ
- 第15号 日本人のことばと話し方
- 第16号 テレビと家庭生活
- 第17号 家庭婦人の学習
- 第18号 公共の場におけるマナー
- 第19号 精神衛生
- 第20号 ヨーロッパを考える
- 第21号 公衆衛生
- 第22号 千代田地区保健活動10年の総括
- 第23号 創造的農業者
- 第24号 団地生活を考える

- 第25号 食生活を考える
- 第26号 日本人の暮しと住まい
- 第27号 地方都市とコミュニティ
- 第28号 わがコミュニティ
- 第29号 家族はこれからどうなるか
- 第30号 自然と人間
- 第31号 子どもの遊び場
- 第32号 コミュニティと広場
- 第33号 乗物と人間
- 第34号 ことわざとコミュニティ
- 第35号 主婦の生活時間
- 第36号 おやじの座を語る
- 第37号 社会と健康
- 第38号 災害とコミュニティ
- 第39号 日本の青年
- 第40号 コミュニティ——10年
- 第41号 民話とコミュニティ
- 第42号 余暇とコミュニティ
- 第43号 CATVとコミュニティ
- 第44号 ゴミを語る
- 第45号 社会福祉の国際比較
- 第46号 親族問題の諸相
- 第47号 わがまち——その財政
- 第48号 保健・福祉とコミュニティ・オーガニゼーション
- 第49号 企業とコミュニティ

- 第50号 人間の居住環境と
コミュニティ
- 第51号 身のまわりの安全
- 第52号 山村女性の生活変動
- 第53号 近所づきあいのコツ
- 第54号 手づくりの地域文化
- 第55号 各国家族の新しい動き
- 第56号 コミュニティと土地利用
- 第57号 川とコミュニティ
- 第58号 日本の高校生・
アメリカの高校生

- 第59号 まちづくりの実験
- 第60号 主婦と職業
- 第61号 コミュニティ・センターの
評価（新刊）

高齢を生きる

A5判・年間1～2冊発行予定 頒価200円

既刊

- 第1号 高齢人口の問題点
- 第2号 高齢者と家族
- 第3号 定年
- 第4号 高齢者の生活記録より
- 第5号 オーストリアの高齢者と家族
- 第6号 高齢と体力
- 第7号 お茶の水出の50年
- 第8号 のぞまれる高齢者の学習
- 第9号 楽寿の哲学

- 別冊 各国人口の高齢化
- 第10号 思い出は遠くまた近く
- 第11号 同居の知恵・別居の知恵
- 第12号 寿命世界一をめぐる
- 第13号 年金（新刊）

コミュニティ叢書

No.1 会社従業員の生活と意識

——第一生命従業員調査——

編著者・青井和夫（東京大学教授）／発行・地域社会研究所／取扱・国勢社／A4判・184頁・頒布価格850円

○近郊農業地帯（神奈川県足柄上郡大井町）に社屋移転に際し第一生命の従業員全員と配偶者を対象に生活構造、態度、意識、希望等をまとめたもので、研究者はもちろん、地方進出を企図する企業および受け入れ側にとっての資料。調査集計表多数集録。

No. 2 大井町一地域社会の構造と展開

編著者・福武 直(東京大学教授)／発行・地域社会研究所／発売・東京大学出版会／
B 5判・720頁・頒布価格2,500円

○第一生命の理想的なまちづくりの構想による移転とともに急速に都市化が進みつつある同地域における経済・社会・政治などの姿を把握分析したもので、今日各方面の関心事となっている農村の都市化地域開発計画などの参考資料。

No. 3 都市生活者の生活圏行動

——第一生命従業員調査——

編著者・高山英華(東京大学教授)／発行・地域社会研究所／取扱・国勢社／A 4判・
188頁・頒布価格1,600円

○第一生命の従業員とその家族を対象に4回にわたる生活行動調査の結果をまとめた、いわゆる東京のホワイトカラー族世帯の行動パターンを示したもので大都市や近郊地域における施策に対する参考資料。既刊No.1の姉妹編として刊行。職員行動地図および調査集計表多数集録。

No. 4 大井町開発基本計画

編著者・日笠 端(東京大学教授)／発行・地域社会研究所／取扱・国勢社／A 4判・128
頁・頒布価格2,000円

○最近とみに市街化が進んでいる神奈川県大井町を対象に、コミュニティ・プランニングの考え方をいかに都市計画のなかに織り込むかという課題を研究してまとめたもの。農村から都市へ脱皮しようとする地域における施策に対する参考資料。図・表多数集録。

No. 5 恒心会員の歩み

——岡山県の創造的農業者——

編著者・並木正吉(農林省農業総合研究所計画部長)／発行・地域社会研究所／取扱・
国勢社／B 5判・220頁・頒布価格1,500円

○かつて表彰をうけた岡山県下の優秀な若き農業者たちのその後十数年にわたる経営の変化のかずかずや地域に対する活動を詳しく追跡し、その業績を広い視野にたって評価したもの。類書がまれのみならず、困難な転機にたつわが国の農民・農村・農業の将来に対する資料として薦める。

No. 6 農漁村社会の展開構造

——秋田県由利郡金浦町——

(品切れ)

編著者・福武 直(東京大学教授)／発行・地域社会研究所／発売・東京大学出版会／
B 5判・380頁・頒布価格2,800円

○東北の日本海沿いの農漁村金浦町を対象に、産業経済・社会・政治の諸構造をはじめ生活改善・教育など広範にわたり、歴史的過程から現状の問題点にふれ、それらを明らかにし、学問研究の上で大きく寄与するのみならず、こんにち揺れうごく農漁村のありかたに対しても示唆となる参考資料。

No. 7 地域社会の形成と教育の問題

——神奈川県大井町——

編著者・松原治郎(東京大学助教授)小野 浩(武蔵大学講師)／発行・地域社会研究
所／発売・東京大学出版会／B 5判・267頁・頒布価格2,400円

○既刊No.2で調査分析した神奈川県大井町のその後の社会構造の変化、とくに新しいコミュニティの動向のなかで、教育の問題のもつ意味と展開過程を実態調査に基づいてまとめたもの。実践的な施策にとって大いに役立つのみならず地域社会の教育問題に関する学問研究上の意義も大きい。

No. 8 農山村社会と地域開発

——神奈川県大井町相和地区——

編著者・福武 直(東京大学教授)／発行・地域社会研究所／発売・東京大学出版会／B 5
判・410頁・頒布価格4,500円

○第一生命の進出や東名高速道路の貫通などによって都市化していく神奈川県大井町において、農業地帯としての相和地区が、農業の将来への不安のなかで、どのように展開したかを述べたもので、高度成長過程における開発と農業の矛盾を示す事例を分析したものであるとしてその価値は高い。

No. 9 企業進出と地域社会

——第一生命本社移転後の大井町の展開——

編著者・福武 直(東京大学名誉教授)蓮見音彦(東京学芸大学助教授)／発行・地域社会
研究所／発売・東京大学出版会／B 5判・563頁・頒布価格6,400円

○第一生命が大井町に移転してから10年、第一生命の進出と併せ、この間の社会、経済状況が大井町の地域社会にどのような影響と変動をもたらしたか、また研究所が意図した理想的な田園業務都市の建設の構想はどのように具現されたか、専門学者による大井町調査研究の最終報告で叢書No.2の続編として地域社会発展考察上の参考資料。



